

第569回 霞ヶ浦北浦海区漁業調整委員会

日時 令和7年5月30日（金）

午前10時30分から

場所 茨城県土浦合同庁舎 第一分庁舎

第4会議室

茨城県土浦市真鍋5-17-26

次 第

1 開 会

2 挨 拶

3 議長の選出

4 出席委員数の報告

5 議事録署名人の選出

6 議 題 等

（1）漁業許可の制限措置及び申請すべき期間並びに許可の基準について【諮問】

（2）落とし網漁業について【報告】

（3）トロール漁期前調査に伴う特別採捕許可について【報告】

（4）常陸川水門における通し回遊魚の遡上拡大試験について【報告】

（5）その他

7 閉 会

第23期 霞ヶ浦北浦海区漁業調整委員会委員名簿

任期(R7.4.1～R11.3.31)

	区 分	氏 名	現 職
1	漁業者委員	すずき ゆきお 鈴木 幸雄	霞ヶ浦漁業協同組合 代表理事組合長
2	漁業者委員	えびさわ たけみ 海老澤 武美	きたうら広域漁業協同組合 代表理事組合長
3	漁業者委員	さかもと たかお 坂本 隆夫	麻生漁業協同組合 代表理事組合長
5	学識経験委員	ふるいえ はるみ 古家 晴美	日本国際学園大学 教授
6	中立委員	いしもと けいこ 石本 恵子	割烹旅館いづみ荘 女将
7	中立委員	やまぐち はるよ 山口 晴代	国立環境研究所 主任研究員
8	学識経験委員	すがさわ ひでこ 菅澤 英子	元霞ヶ浦漁業協同組合事務長
10	漁業者委員	おばら かずや 小原 一八	きたうら広域漁業協同組合 副組合長理事
11	漁業者委員	おおさき たくみ 大崎 匠	霞ヶ浦漁業協同組合 理事
12	漁業者委員	たるみ ゆき 樽見 由紀	有限会社タルミ 役員
13	中立委員	とだ ひろみ 戸田 弘美	株式会社出羽屋 代表取締役社長
14	漁業者委員	なかいずみ よしみ 中泉 義美	霞ヶ浦漁業協同組合 理事

(令和7年4月1日現在)

霞水諮問第 1 号

霞ヶ浦北浦海区漁業調整委員会

茨城県霞ヶ浦北浦海区漁業調整規則（令和 2 年茨城県規則第 75 号）第 11 条第 1 項、第 5 項及び第 7 項の規定に基づき、知事許可漁業に係る制限措置及び許可又は起業の認可を申請すべき期間並びに許可の基準を別記のとおり定めたいので、同条第 3 項、第 5 項及び第 7 項の規定により意見を求める。

令和 7 年 5 月 27 日

茨城県霞ヶ浦北浦水産事務所長 武士 和良



(別記)

新たに許可の希望があった知事許可漁業の許可を行うため、茨城県霞ヶ浦北浦海区漁業調整規則第 11 条第 1 項の規定に基づき、別紙 1 のとおり制限措置及び許可又は起業の認可を申請すべき期間を定めて公示するとともに、同条第 5 項及び第 7 項の規定に基づき、別紙 2 のとおり許可の基準を定めるものである。

「新たに許可をする知事許可漁業」の制限措置等の公示

漁業法(昭和 24 年法律第 267 号)第 58 条において読み替えて準用する同法第 42 条第 1 項の規定に基づき、茨城県霞ヶ浦北浦海区漁業調整規則(令和 2 年茨城県規則第 75 号。以下「規則」という。)第 4 条第 1 項に掲げる漁業につき、規則第 11 条第 1 項の規定により、第 1 及び第 2 の漁業については、その許可又は起業の認可をすべき船舶等の数及び船舶の総トン数その他の制限措置並びに許可又は起業の認可を申請すべき期間を、第 3 から第 5 の漁業については、その許可をすべき漁業者の数その他の制限措置並びに許可を申請すべき期間を次のように定める。

第 1 小型機船底びき網漁業

1 制限措置

(1) 漁業種類

手繰第 1 種漁業(いさざ・ごろひき網漁業)

(2) 許可等をすべき船舶等の数

下表のとおり

(3) 船舶の総トン数

2.5 トン以下

(4) 推進機関の馬力数

80 キロワット以下

(5) 操業区域

下表のとおり

(6) 漁業時期

3 月 1 日から翌年 1 月 20 日まで

(7) 漁業を営む者の資格

操業区域に接する地区(市町村区域内の町若しくは字の区域)に事務所を有する漁業協同組合に所属する者、又は、操業区域に接する地区に主たる住所を有する者

操業区域	許可等をすべき船舶等の数
霞ヶ浦	1 隻

2 許可又は起業の認可を申請すべき期間

令和 7 年 6 月 9 日から令和 7 年 7 月 10 日まで

3 備考

(1) 当該漁業の許可の有効期間は、許可の日から令和 8 年 2 月 28 日までとする。

(2) 当該漁業の許可に関する取扱いについては、規則に定めるもののほか、別に定める取扱方針によることとする。

第 2 小型機船底びき網漁業

1 制限措置

(1) 漁業種類

その他機船底びき網漁業(わかさぎ・しらうおひき網漁業)

(2) 許可等をすべき船舶等の数

下表のとおり

(3) 船舶の総トン数

2.5 トン以下

(4) 推進機関の馬力数

80 キロワット以下

(5) 操業区域

下表のとおり

(6) 漁業時期

7月21日から12月31日まで

(7) 漁業を営む者の資格

操業区域に接する地区（市町村区域内の町若しくは字の区域）に事務所を有する漁業協同組合に所属する者、又は、操業区域に接する地区に主たる住所を有する者

操業区域	許可等をすべき船舶等の数
規則第32条及び第37条並びに次に規定する水域を除く霞ヶ浦。 (ア) かすみがうら市戸崎川尻川川口左岸に設置した標柱より105度730メートルの点から204度の線と同市加茂字堺前に設置した標柱から206度15分の線との間における同市湖岸線から800メートルの距離の線と同市湖岸とによって囲まれた水域 (イ) かすみがうら市加茂字堺前に設置した標柱から206度15分の線と同市有河一ノ瀬川川口左岸から180度の線との間における同市湖岸線から500メートルの距離の線と同市湖岸とによって囲まれた水域 (ウ) 次のa, b, c, d, e及びfの各点を順次に結んだ線とかすみがうら市湖岸とによって囲まれた水域 a かすみがうら市有河一ノ瀬川川口左岸に設置した標柱 b aから180度450メートルの点 c aから156度1,500メートルの点 d fから171度2,000メートルの点 e fから144度700メートルの点 f かすみがうら市坂に設置した標柱 (エ) かすみがうら市田伏に設置した標柱から144度の線と同市柏崎と同市安食の境界に設置した標柱から43度の線との間における同市湖岸線から500メートルの距離の線と同市湖岸とによって囲まれた水域 (オ) かすみがうら市安食字小津に設置した標柱から43度の線と石岡市井関関川干拓南東端から94度の線との間におけるかすみがうら市及び石岡市井関湖岸線から400メートルの距離の線とかすみがうら市及び石岡市井関湖岸とによって囲まれた水域 (カ) 次のa, b, c, d及びeの各点を順次に結んだ線と石岡市、小美玉市及び行方市湖岸とによって囲まれた水域 a 石岡市井関関川干拓南東端 b aから94度400メートルの点 c eから234度30分500メートルの点 d eから234度30分350メートルの点 e 行方市八木蒔字広町に設置した標柱 (キ) 行方市八木蒔字広町に設置した標柱から234度30分の線と同市手賀字新田境海辺1527番地に設置した標柱から245度の線との間における同市湖岸線から400メートルの距離の線と同市湖岸とによって囲まれた水域 (ク) 行方市手賀字新田境海辺1527番地に設置した標柱から245度の線と同市荒宿舟入場左岸から230度の線との間における同市湖岸線から600メートルの距離の線と同市湖岸とによって囲まれた水域 (ケ) 次のa, b, c, d, e及びfの各点を順次結んだ線と行方市湖岸とによって囲まれた水域 a 行方市荒宿舟入場左岸から230度00分の線と同市湖岸線が交わる点 b aから230度00分900メートルの点 c 行方市橋門地先の国土交通省霞ヶ浦キロ杭建右10.00から245度40	1隻

分 650 メートルの点 d 行方市小高干拓地南西突端から 250 度 00 分 600 メートルの点 e f から 250 度 00 分 900 メートルの点 f 行方市麻生新田に設置した標柱から 250 度 00 分の線と同市湖岸線が交わる点 (コ) 次の a, b, c, d 及び e の各点を順次に結んだ線以南の霞ヶ浦 a 行方市麻生八坂神社境内に設置した標柱 b a から 266 度 30 分 630 メートルの点 c a から 219 度 900 メートルの点 d e から 80 度 1,000 メートルの点 e 稲敷市浮島和田岬国土交通省霞ヶ浦キロ杭建右 12.00 (サ) 稲敷市浮島和田岬国土交通省霞ヶ浦キロ杭建右 12.00 から 80 度の線と稲敷郡美浦村大山揚水機場南隅から 45 度の線との間における同市及び同村湖岸線から 1,000 メートルの距離の線と同市及び同村湖岸とによって囲まれた水域 (シ) 稲敷郡美浦村大山揚水機場南隅から 45 度の線と稲敷郡美浦村大字大須賀津字小作に設置した標柱から 0 度の線との間における同村湖岸線から 1,400 メートルの距離の線と同村湖岸とによって囲まれた水域 (ス) 次の a, b, c 及び d の各点を順次に結んだ線と稲敷郡美浦村湖岸とによって囲まれた水域 a 稲敷郡美浦村大字大須賀津字小作に設置した標柱 b a から 0 度 1,400 メートルの点 c d から 0 度 600 メートルの点 d 稲敷郡美浦村大字木原国土交通省木原水位観測所中心点 (セ) 稲敷郡美浦村大字木原国土交通省木原水位観測所中心点から 0 度の線と稲敷郡阿見町陸上自衛隊武器学校堤防東端から 38 度の線との間における同郡阿見町及び美浦村湖岸線から 700 メートルの距離の線と同郡阿見町及び美浦村湖岸とによって囲まれた水域 (ソ) 次の a, b, c, d, e, f, g, h 及び i の各点を順次に結んだ線と稲敷郡阿見町、土浦市及びかすみがうら市湖岸とによって囲まれた水域 a 稲敷郡阿見町陸上自衛隊武器学校堤防東端 b a から 38 度 00 分 600 メートルの点 c 土浦市と稲敷郡阿見町との市町界に設置した標柱から 84 度 30 分 400 メートルの点 d 土浦市大岩田地先の国土交通省霞ヶ浦キロ杭建右 47.00 から 70 度 00 分 700 メートルの点と土浦市と稲敷郡阿見町との市町界に設置した標柱から 84 度 30 分 400 メートルの点を結んだ線と土浦市田村神社鳥居の中心点と土浦市大岩田船溜標識燈中心点を結んだ線の交わる点 e 土浦市手野町地先の国土交通省霞ヶ浦キロ杭建中 5.50 から 218 度 40 分 392 メートルの点と土浦市沖宿町地先の国土交通省霞ヶ浦キロ杭建中 7.00 から 185 度 00 分 600 メートルの点を結んだ線と土浦市田村神社鳥居の中心点と土浦市大岩田船溜標識燈中心点を結んだ線の交わる点 f 土浦市沖宿町地先の国土交通省霞ヶ浦キロ杭建中 7.00 から 185 度 00 分 600 メートルの点 g 土浦市沖宿漁港標識燈中心点から 220 度 00 分 1,000 メートルの点 h i から 204 度 810 メートルの点 i かすみがうら市戸崎川尻川川口左岸に設置した標柱	
--	--

2 許可又は起業の認可を申請すべき期間

令和7年6月9日から令和7年7月10日まで

3 備考

- (1) 当該漁業の許可の有効期間は、許可の日から令和9年7月20日までとする。
- (2) 当該漁業の許可に関する取扱いについては、規則に定めるもののほか、別に定める取扱方針によることとする。

第3 さし網漁業

1 制限措置

(1) 漁業種類

雑魚さし網漁業(掛網漁業)

(2) 許可をすべき漁業者の数

下表のとおり

(3) 船舶の総トン数

2.5トン以下

(4) 推進機関の馬力数

80キロワット以下

(5) 操業区域

下表のとおり

(6) 漁業時期

1月1日から12月31日まで

(7) 漁業を営む者の資格

操業区域に接する地区(市町村区域内の町若しくは字の区域)に事務所を有する漁業協同組合に所属する者、又は、操業区域に接する地区に主たる住所を有する者

操業区域	許可をすべき漁業者の数
霞ヶ浦	3人
北浦及び外浪逆浦	2人

2 許可を申請すべき期間

令和7年6月9日から令和7年7月10日まで

3 備考

- (1) 当該漁業の許可の有効期間は、許可の日から令和8年12月31日までとする。
- (2) 当該漁業の許可に関する取扱いについては、規則に定めるもののほか、別に定める取扱方針によることとする。

第4 さし網漁業

1 制限措置

(1) 漁業種類

しらうおさし網漁業(しらうお建網漁業)

(2) 許可をすべき漁業者の数

下表のとおり

(3) 船舶の総トン数

2.5トン以下

(4) 推進機関の馬力数

80キロワット以下

(5) 操業区域

下表のとおり

(6) 漁業時期

4月1日から5月15日まで及び11月1日から翌年2月末日まで

(7) 漁業を営む者の資格

操業区域に接する地区（市町村区域内の町若しくは字の区域）に事務所を有する漁業協同組合に所属する者、又は、操業区域に接する地区に主たる住所を有する者

操業区域	許可をすべき漁業者の数
霞ヶ浦の霞北共第2種 共同漁業権漁場内	3人

2 許可を申請すべき期間

令和7年6月9日から令和7年7月10日まで

3 備考

(1) 当該漁業の許可の有効期間は、許可の日から令和8年8月31日までとする。

(2) 当該漁業の許可に関する取扱いについては、規則に定めるもののほか、別に定める取扱方針によることとする。

第5 つけ漁業

1 制限措置

(1) 漁業種類

その他つけ漁業

(2) 許可をすべき漁業者の数

下表のとおり

(3) 船舶の総トン数

2.5トン以下

(4) 推進機関の馬力数

80キロワット以下

(5) 操業区域

下表のとおり

(6) 漁業時期

1月1日から12月31日まで

(7) 漁業を営む者の資格

操業区域に接する地区（市町村区域内の町若しくは字の区域）に事務所を有する漁業協同組合に所属する者、又は、操業区域に接する地区に主たる住所を有する者

操業区域	許可をすべき漁業者の数
北浦及び外浪逆浦	1人

2 許可を申請すべき期間

令和7年6月9日から令和7年7月10日まで

3 備考

(1) 当該漁業の許可の有効期間は、許可の日から令和9年3月24日までとする。

(2) 当該漁業の許可に関する取扱いについては、規則に定めるもののほか、別に定める取扱方針によることとする。

許可の基準

茨城県霞ヶ浦北浦海区漁業調整規則（令和2年茨城県規則第75号。以下「規則」という。）第11条第5項の規定による許可又は起業の認可をすべき船舶等の数が同条第1項の規定により公示した船舶等の数を超える場合及び第11条第7項の規定による許可をすべき漁業者の数が同条第1項の規定により公示した漁業者の数を超える場合の基準をそれぞれ次のように定める。

第1 小型機船底びき網漁業のうち手繰第1種漁業（いさざ・ごろひき網漁業）及びその他機船底びき網漁業（わかさぎ・しらうおひき網漁業）

1 規則第11条第5項の規定による許可の基準について、許可等の優先順位は、次の順序によるものとする。

- (1) 申請期間の1日目において、当該漁業の許可を有する者
- (2) 申請期間の1日目において、当該漁業の起業の認可を有する者
- (3) 前2号に掲げる者以外の者

2 前項の規定により同順位である者相互間の優先順位は、次の順序による。

- (1) 申請期間の1日目以前3年以内において、当該漁業の操業実績を有する者
- (2) 前号に掲げる者以外の者

3 前2項の規定により同順位である者相互間の優先順位は、次の順序による。

- (1) 申請期間の1日目において、当該漁業以外の許可を有する者
- (2) 前号に掲げる者以外の者

4 前3項の規定により同順位である者相互間の優先順位は、次の順序による。

- (1) 申請期間の1日目以前3年以内において、当該漁業以外の操業実績を有する者
- (2) 前号に掲げる者以外の者

5 前4項の規定により同順位である者相互間の優先順位は、次の順序による。

- (1) 所属する漁業協同組合長の推薦を有する者
- (2) 前号に掲げる者以外の者

6 前各項の規定により同順位の者がある場合においては、規則第11条第6項の規定に基づく方法により許可等をする者を定める。

7 第2項第1号及び第4項第1号の規定において、「操業実績を有する者」とは、本人が許可受有者又は漁業権行使者として漁業を営む者をいう。

第2 さし網漁業のうち雑魚さし網漁業（掛網漁業）及びしらうおさし網漁業（しらうお建網漁業）並びにつけ漁業（その他つけ漁業）

1 規則第11条第7項の規定による許可の基準について、許可の優先順位は次の順序によるものとする。

- (1) 申請期間の1日目において、当該漁業の許可を有する者
- (2) 前号に掲げる者以外の者

2 前項の規定により同順位である者相互間の優先順位は、次の順序による。

- (1) 申請期間の1日目以前3年以内において、当該漁業の操業実績を有する者
- (2) 前号に掲げる者以外の者

3 前2項の規定により同順位である者相互間の優先順位は、次の順序による。

- (1) 申請期間の1日目において、当該漁業以外の許可を有する者
- (2) 前号に掲げる者以外の者

4 前3項の規定により同順位である者相互間の優先順位は、次の順序による。

- (1) 申請期間の1日目以前3年以内において、当該漁業以外の操業実績を有する者
- (2) 前号に掲げる者以外の者

5 前4項の規定により同順位である者相互間の優先順位は、次の順序による。

- (1) 所属する漁業協同組合長の推薦を有する者
- (2) 前号に掲げる者以外の者

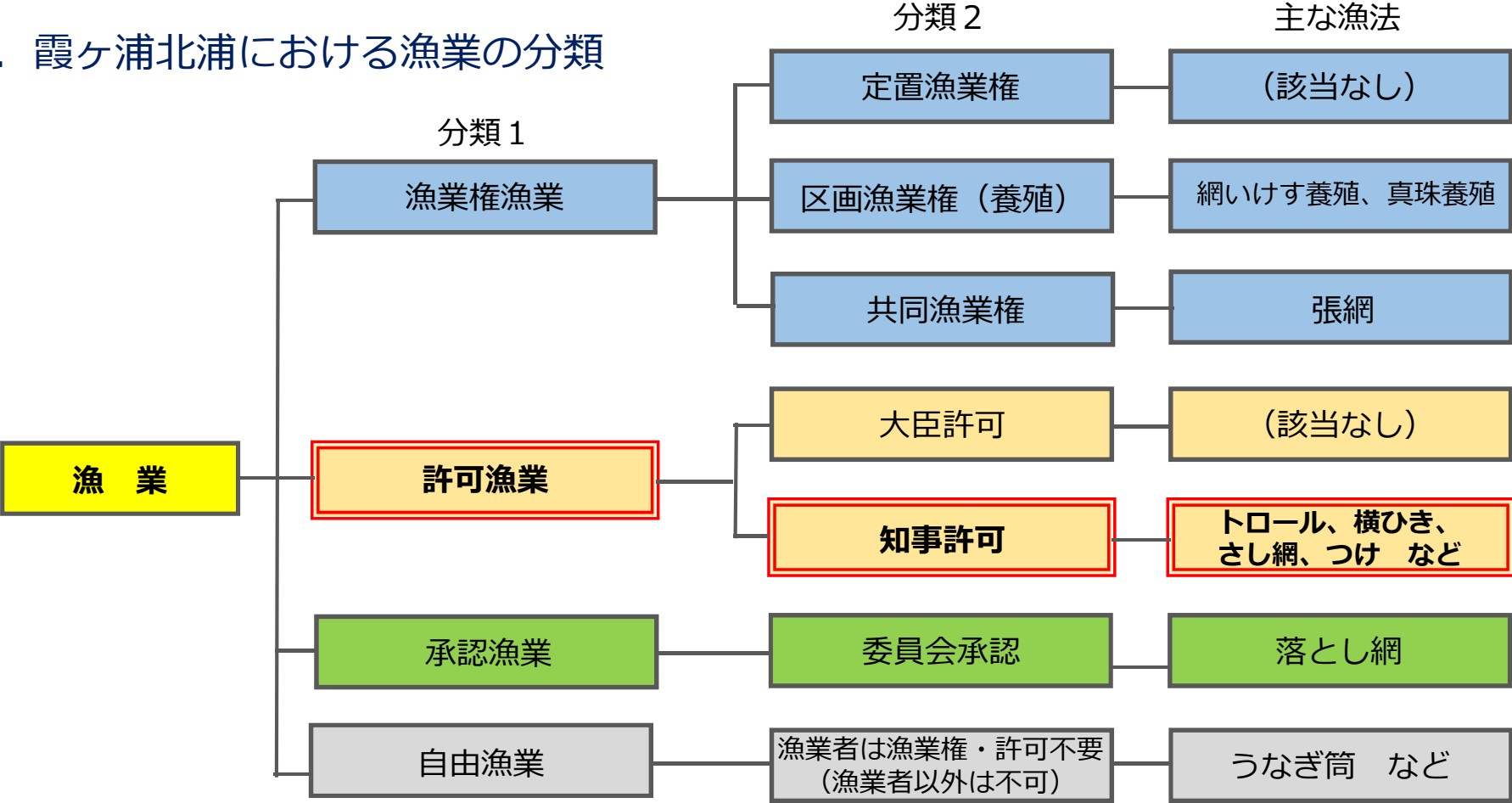
- 6 前各項の規定により同順位の者がある場合においては、第 11 条第 6 項の規定に基づく方法により許可をする者を定める。
- 7 第 2 項第 1 号及び第 4 項第 1 号の規定において、「操業実績を有する者」とは、本人が許可受有者又は漁業権行使者として漁業を営む者をいう。

漁業制度の概要

1. 漁業と漁業者

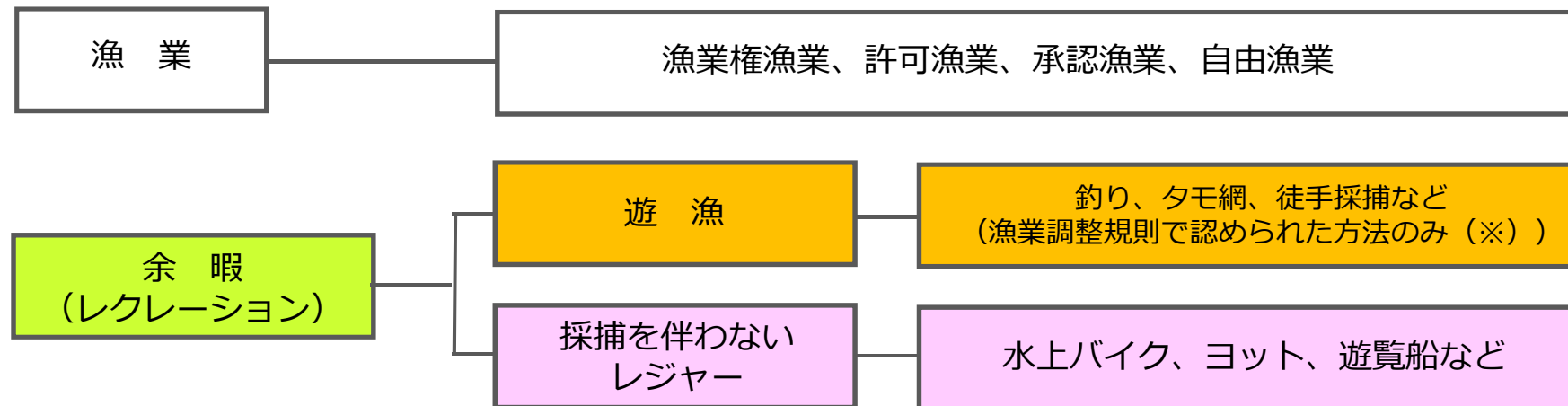
「漁業」：水産動植物の採捕又は養殖の事業
「漁業者」：漁業を営む者
(※営利)
(※反復・継続的)

2. 霞ヶ浦北浦における漁業の分類



漁業者であれば、免許や許可がなくても自由に営むことができる漁業

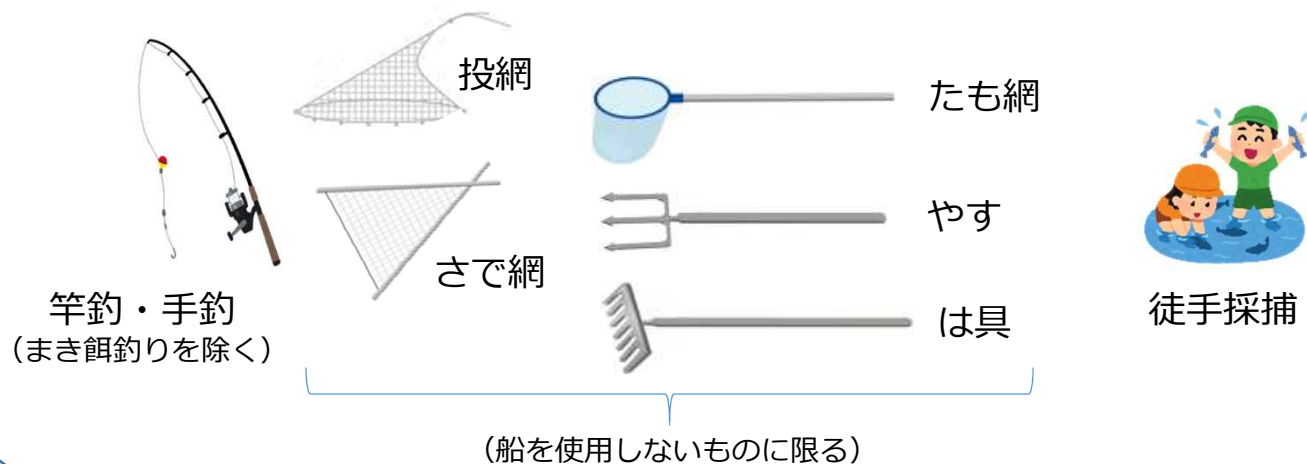
3. 遊漁等の位置付け



※ 霞ヶ浦北浦で遊漁者等が可能な漁具・漁法

【茨城県霞ヶ浦北浦海区漁業調整規則第38条】

別途、禁止区域、禁止期間、
全長制限等の条件あり



霞ヶ浦北浦における 知事許可漁業について

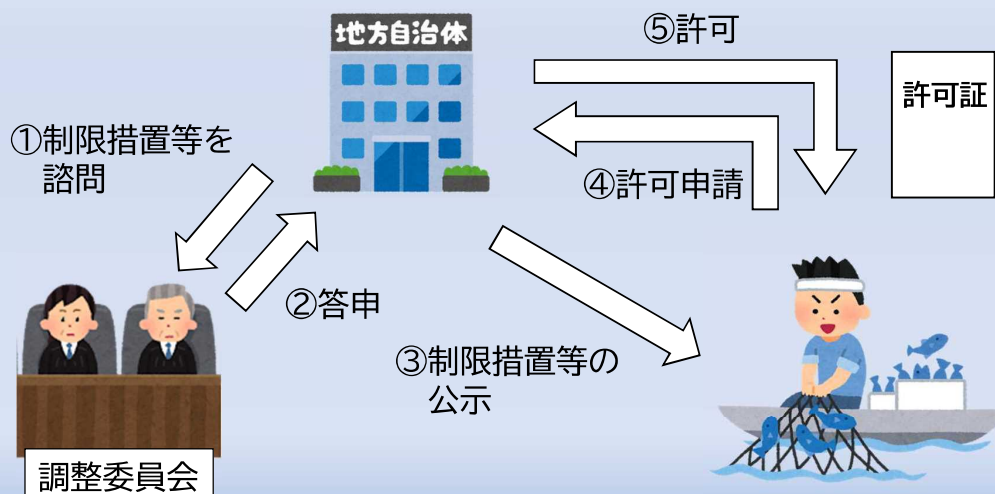


茨城県霞ヶ浦北浦水産事務所
漁業調整課

1

知事許可漁業とは？

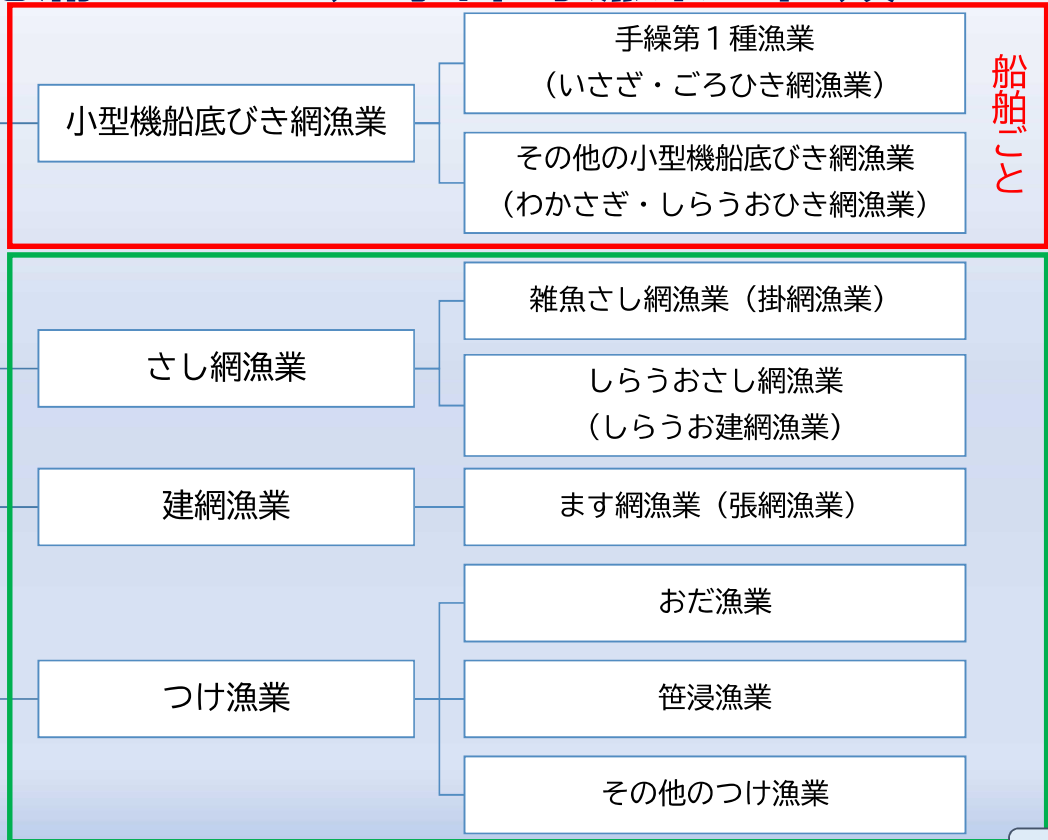
- ・ 漁業のうち、営むにあたって都道府県知事の許可が必要なもの。
- ・ どの漁業が該当するかは、農林水産省令又は各都道府県の漁業調整規則により定められている（漁業法第57条第1項、茨城県霞ヶ浦北浦海区漁業調整規則（以下、「規則」）第4条第1項）。
- ・ 知事は、許可又は起業の認可をしようとするときは、制限措置など（後ほど説明）を定め、公示する（規則第11条第1項）。



2

霞ヶ浦北浦における知事許可漁業の種類

知事許可漁業

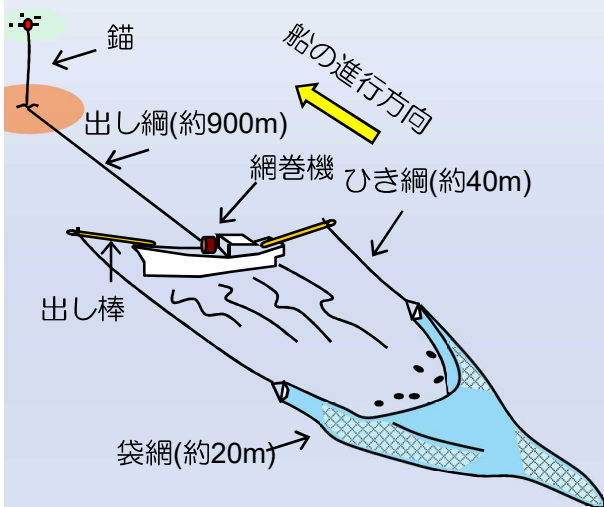


船舶ごと

3

小型機船底びき網漁業 手繰第1種漁業

いさざ・ごろひき網漁業 (通称：横ひき)



漁獲対象：シラウオ、フナ、
イサザアミ、エビ、ハゼ等

操業期間：3月1日～翌年1月20日

盛 期：6月～7月上旬

休 漁 日：水曜日、日曜日

操業区域：全域（禁止区域を除く）

船の横に網を入れ、船上のウインチの力で反対側に伸ばした網を巻いて網を曳く漁法。



イサザアミ



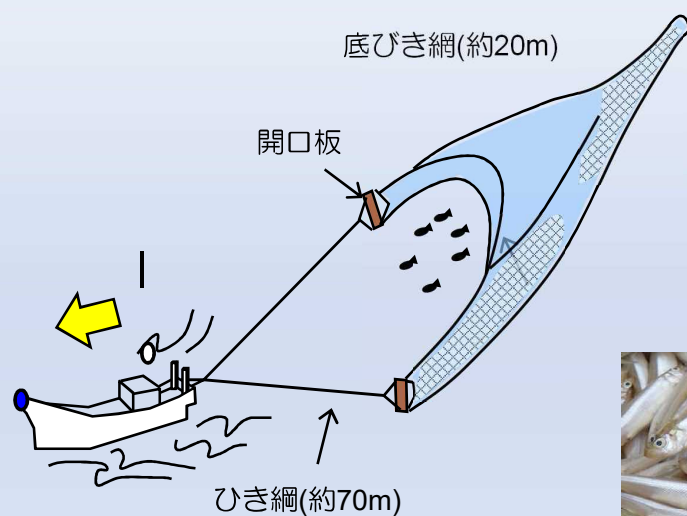
ハゼ類 (ごろ)

	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12
漁期	↔		←									→

4

小型機船底びき網漁業 その他の小型機船底びき網漁業

わかさぎ・しらうおひき網漁業（通称：トロール）



漁獲対象：ワカサギ、シラウオ、
エビ、ハゼなど

操業期間：7月21日～12月31日

休漁日：水曜日、日曜日

霞ヶ浦北浦の基幹漁業。

動力船の後方に網をいれて水中を曳き
魚を獲る漁法。狙う魚種にあわせて曳
く層や網の目合いなどを使い分ける。



ワカサギ



しらうお

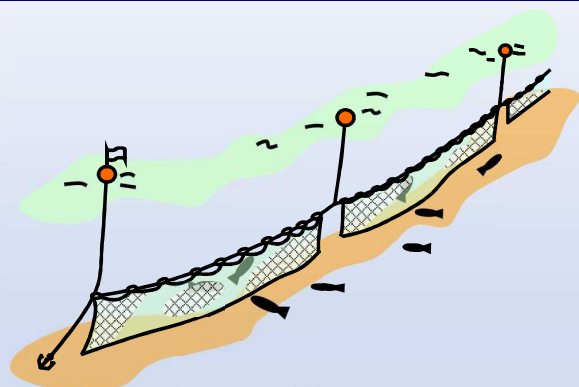
	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12
漁期												



5

さし網漁業

雑魚さし網漁業、しらうおさし網漁業



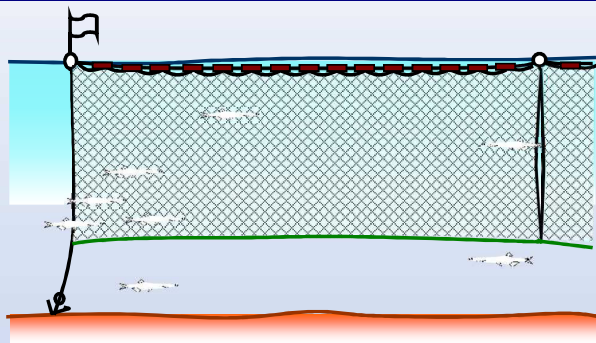
通 称：雑さし、掛網

漁獲対象：コイ、フナ等の大型魚

操業期間：周年

操業区域：全域（禁止区域を除く）

魚の通り道に網を張っておき、泳いできた
魚を網にからませて獲る漁法。



通 称：しらさし、しら建

漁獲対象：シラウオ

操業期間：4月1日～5月15日及び
11月1日～翌年2月末日

操業区域：第2種共同漁業権漁場内

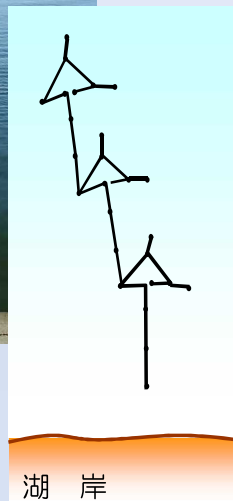
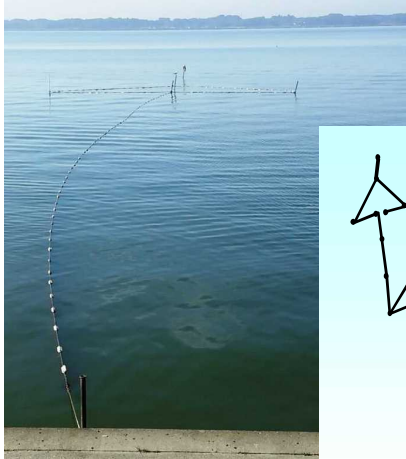
沿岸を回遊するシラウオを網にからませ
て獲る漁法。

	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12
掛 網												
しら建												



6

ます 網 漁 業

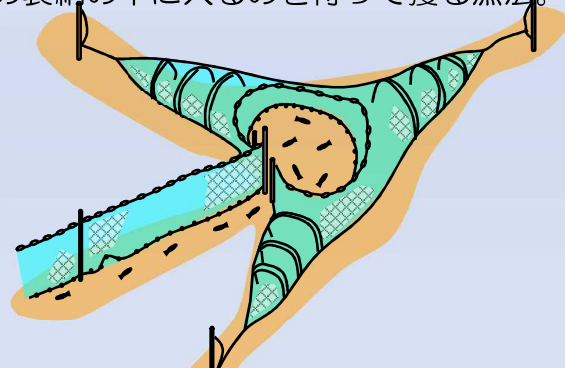


通 称：ます網

漁獲対象：ワカサギ、シラウオ、ハゼ類、
エビ、コイ、フナ、ウナギなど

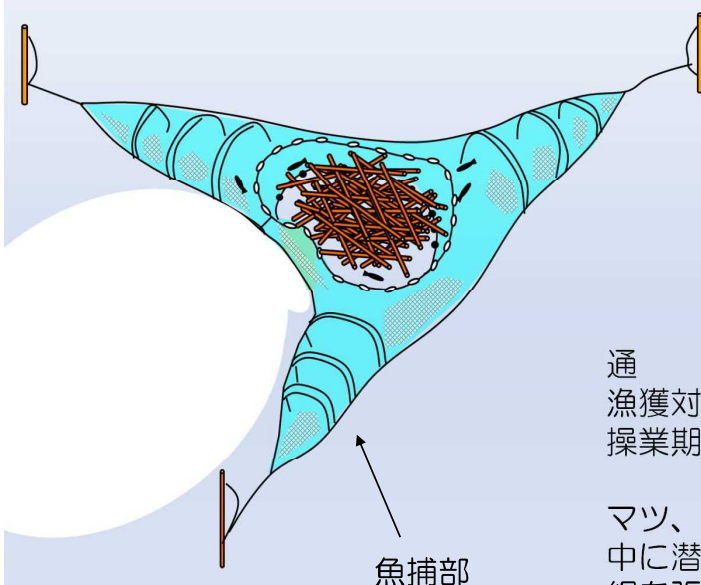
操業期間：3月1日～翌年1月20日

岸から沖に壁のように網を張り、泳いできた魚が沖の袋網の中に入るのを待つて獲る漁法。



	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12
漁期	↔		←									→

お だ 漁 業



通 称：おだ

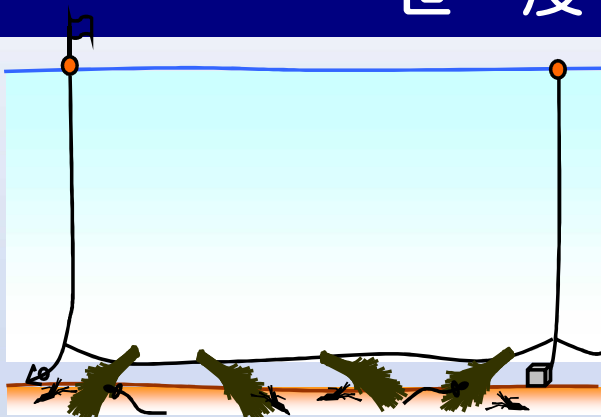
漁獲対象：コイ、フナ等

操業期間：周年

マツ、シイ等を水中に積んでおき、魚が中に潜伏した頃を見計らって周囲におだ網を張る。

その後、そだを叩いて魚を外側の網へ追い出し、魚捕部に入ったところを引き揚げる漁法。

笹 浸 漁 業

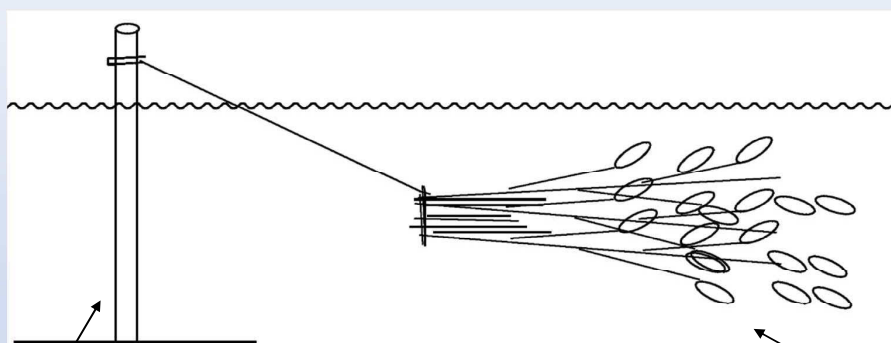


通 称：笹浸
漁獲対象：エビ、ウナギ等
操業期間：周年

ナラ、シイ等の長さ1.5mほどの細い木の枝を束にして水中に沈めておき、引き揚げと同時にさで網を束の下に差入れ、エビやウナギを振るい落とし漁獲する。エビやウナギが物陰に集まる習性を利用した漁法。



そ の 他 つ け 漁 業



杭

シイの生木

漁獲対象：エビ、ウナギ等
操業期間：周年

葉のついたシイの生木の枝を30本程度束ね、水中の杭に吊るし、エビや魚が潜入したところに網を差入れて漁獲する漁法。葉が落ちて水に馴染んだ枝は、笹浸に使うことができる。

許可を発給するタイミング

(1) 許可の一斉更新

- ・ 漁業ごとに設定されている有効期間（5年）が満了するタイミング。
今年度は、令和8年2月28日に満了日を迎える「いさざ・ごろひき網漁業（横ひき）」の許可について、今後一斉更新を行う。

(2) 有効期間中の許可（今回）

- ・ 霞ヶ浦北浦海区内での新規着業に向けた知事許可漁業の要望に対し、漁業調整及び水産動植物の繁殖保護上支障がないと認められる場合。
- ・ 例年、霞ヶ浦北浦海区では年1回の申請機会を設けている。

11

許可の発給にあたり必要な手続

(1) 制限措置の内容及び許可を申請すべき期間の設定【諮問事項1】

①**制限措置**・・・水産資源の保護や紛争の防止を目的として設定される、様々な規制

- ア 漁業の種類（わかさぎ・しらうおひき網、いさざ・ごろひき網など）
- イ 許可をする船舶等の数又は漁業者の数
- ウ 船舶の総トン数（大きさ）
- エ 推進機関（エンジン）の馬力数
- オ 操業区域（漁業を営むことができる区域）
- カ 操業時期（漁業を営むことができる時期）
- キ 漁業を営む者の資格

②**許可を申請すべき期間**・・・許可を受けたい者が申請できる期間

- ①、②を定めようとするときは、漁業調整委員会に諮問する必要がある（規則第11条第3項）。

12

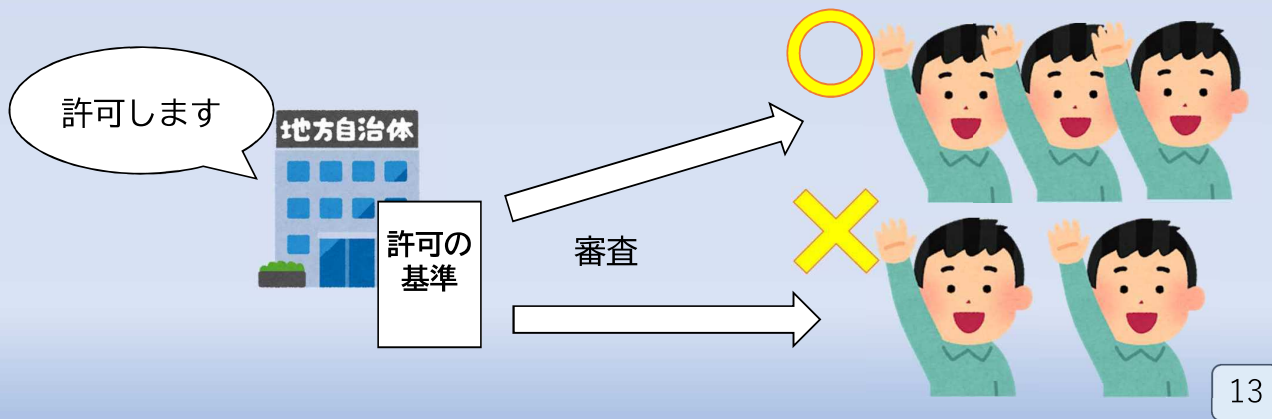
許可の発給にあたり必要な手続

(2) 許可の基準の設定【諮問事項2】

許可の基準・・・許可の優先順位

- ・許可希望者が、制限措置で定めた許可をする船舶等の数又は漁業者の数を超えた場合、この許可の基準に従って許可を発給する者を決める。

上記を定めようとするときは、漁業調整委員会に諮問する必要がある（規則第11条第5項、第7項）。



諮問事項1

○「新たに許可をする知事許可漁業」の制限措置等について

漁業種類	操業区域	許可をすべき船舶等の数又は漁業者の数	許可の有効期間
手繰第1種漁業(いさざ・ごろひき網漁業)	霞ヶ浦	1隻	許可の日から令和8年2月28日まで
その他機船底びき網漁業(わかさぎ・しらうおひき網漁業)	霞ヶ浦	1隻	許可の日から令和9年7月20日まで
雑魚さし網漁業(掛網漁業)	霞ヶ浦	3人	許可の日から令和8年12月31日まで
	北浦及び外浪逆浦	2人	
しらうおさし網漁業(しらうお建網漁業)	霞ヶ浦の霞北共第2種共同漁業権漁場内	3人	許可の日から令和8年8月31日まで
その他つけ漁業	北浦及び外浪逆浦	1人	許可の日から令和9年3月24日まで

※上記以外の制限措置については、現行許可のとおりとする。

○「許可を申請すべき期間」について

令和7年6月9日から令和7年7月10日まで

※許可等すべき船舶等の数又は漁業者の数について

- ・霞ヶ浦北浦における漁業生産及び漁業経営体の維持・確保を図るため、県あての新規漁業就業希望件数及び関係漁協からの新規許可要望件数を基に、水産資源の保護培養上及び漁業調整上支障のない範囲内で設定。

〇〇漁業の許可に関する取扱方針（抜粋）

（制限措置）

第3 規則第11条第1項の規定による制限措置は、次のとおりとする。

（1） 略

（2） 許可等をすべき船舶等の数（又は許可をすべき漁業者の数）

漁業調整上及び水産動植物の繁殖保護上支障がないと認められる範囲内で別に定める数とする。

（3）～（7） 略

（有効期間中の許可）

第7 当該漁業の許可の有効期間の途中において、水産資源の保護培養上及び漁業調整上支障がないと認められる範囲内で、新たな許可をすることができるものとする。

2 当該漁業の許可の有効期間は、規則第15条第1項の規定により5年とする。ただし、前項の規定により、新たに当該漁業の許可をする場合は、当該漁業の許可の有効期間が同一の期日に満了するよう定めるものとする。

15

諮問事項2

○「許可の基準」について

- ・小型機船底びき網漁業のうち手繰第1種漁業（いさざ・ごろひき網漁業）
- ・小型機船底びき網漁業のうちその他機船底びき網漁業（わかさぎ・しらうおひき網漁業）

順位	内 容
（1）	申請期間の1日目において、当該漁業の許可を有する者 申請期間の1日目において、当該漁業の起業の認可を有する者
（2）	申請期間の1日目以前3年以内において、当該漁業の操業実績を有する者
（3）	申請期間の1日目において、当該漁業以外の許可を有する者
（4）	申請期間の1日目以前3年以内において、当該漁業以外の操業実績を有する者
（5）	所属する漁業協同組合長の推薦を有する者

- ・前各項の規定により同順位の者がある場合においては、規則第11条第6項の規定に基づく方法（公正なくじ）により許可をする者を定める。
- ・「操業実績を有する者」とは、本人が許可受有者又は漁業権行使者として漁業を営む者をいう。

16

諮問事項2

○「許可の基準」について

- ・さし網漁業のうち雑魚さし網漁業(掛網漁業)
- ・さし網漁業のうちしらうおさし網漁業(しらうお建網漁業)
- ・つけ漁業(その他つけ漁業)

順位	内 容
(1)	申請期間の1日目において、当該漁業の許可を有する者
(2)	申請期間の1日目以前3年以内において、当該漁業の操業実績を有する者
(3)	申請期間の1日目において、当該漁業以外の許可を有する者
(4)	申請期間の1日目以前3年以内において、当該漁業以外の操業実績を有する者
(5)	所属する漁業協同組合長の推薦を有する者

- ・前各項の規定により同順位の者がある場合においては、規則第11条第6項の規定に基づく方法(公正なくじ)により許可をする者を定める。
- ・「操業実績を有する者」とは、本人が許可受有者又は漁業権行使者として漁業を営む者をいう。

霞ヶ浦北浦海区における落とし網漁業について

1 委員会指示とは

海区漁業調整委員会は、水産動植物の繁殖保護を図り、漁業調整のために必要と認めるときは、関係者に対し、水産動植物の採捕に関する制限又は禁止、漁業者の数や漁場の使用に関する制限その他必要な指示をすることができる（漁業法第 120 条）。

霞ヶ浦北浦海区では、落とし網漁業に対し委員会指示を発出しており、委員会承認漁業として操業されている。

2 落とし網漁業とは

落とし網漁業とは、網いけすの底に穴を開けその部分に返しを付け、給餌によっておびき寄せられた魚が網に進入することによって捕獲する漁法（図 1 参照）。

従来、網いけす養殖業の付帯施設として、逃げたコイの回収や天然ゴイの蝸集による摂餌阻害を防止するために使用されてきた。

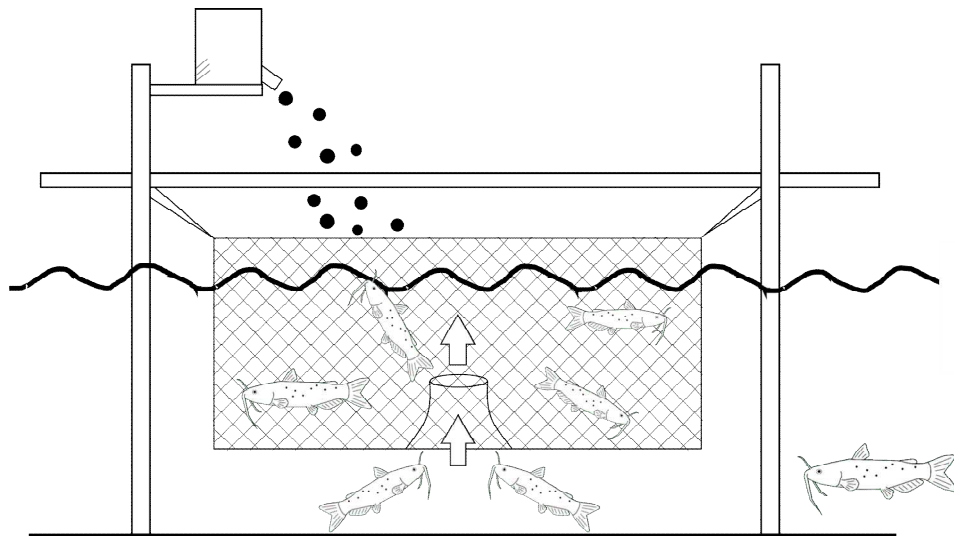


図 1 落とし網漁業の概念図

3 落とし網漁業に係る委員会指示の経緯

平成 16 年に、湖内におけるアメリカナマズの増加を受け、関係漁協から、落とし網を活用したアメリカナマズの駆除事業の実施について要望が出された。

落とし網は設置型漁具に該当し、他の漁業との調整や区画漁業権における養殖施設との整理が必要なことから、委員会指示に基づく承認漁業「落とし網漁業」として位置付けることで、一定の制限のもと営まれるようになった。

また、平成 18 年に、小割式養殖業の対象魚種にアメリカナマズが追加されると、以降は、養殖用種苗の確保を目的とした操業も行われるようになっている。

4 委員会指示の内容

- ・操 業 の 承 認：落とし網漁業を操業しようとする者は、委員会の承認を受けなければなら
ない
- ・承 認 対 象 者：第1種区画漁業権（小割式養殖業）の行使者
- ・操 業 区 域：第1種区画漁業権（小割式養殖業）の漁場内にある既存の養殖施設内
- ・操 業 期 間：4月1日から翌年3月31日まで（通年）
- ・漁獲実績報告書：毎年操業期間終了後、4月20日までに提出
- ・承 認 面 数：行使するいけす網の設置面数の半数以内（取扱要領）

5 現在発出中の落とし網漁業に係る委員会指示

○有 効 期 間：令和6年9月1日から令和11年8月31日まで

○承 認 数：霞ヶ浦漁協	： 15人	78面
麻生漁協	： 1人	2面
きたうら広域漁協	： 3人	14面
合 計	： 19人	94面

令和 6 年度落とし網漁業操業実績について

1. 承認者数及び承認面数

承認期間	承認者数	承認面数
R1.9.1～R6.8.31	21人	120面
R6.9.1～R11.8.31	19人	94面

2. 実績報告書提出数

提出数	提出率	操業実績有	稼働率
19人	100%	16人	84%

3. 操業日数

(日)

	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	合計
延べ日数	131	246	362	315	329	290	291	103	2	0	0	0	2,069
平均	6.9	12.9	19.1	16.6	17.3	15.3	15.3	5.4	0.1	0	0	0	108.9

4. 操業面数

(面)

	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	合計
延べ面数	19	31	42	36	37	33	31	12	1	0	0	0	242
平均	1.0	1.6	2.2	1.9	1.9	1.7	1.6	0.6	0.1	0	0	0	12.7

5. 魚種別漁獲数量

(トン)

	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	合計
アメリカナマズ	0.50	3.18	6.26	6.03	5.85	5.78	3.52	0.97	0.05	0	0	0	32.14
その他 (コイ、ダントウボウ 等)	0.76	1.79	2.21	2.17	1.63	1.44	1.13	0.38	0	0	0	0	11.51

(データ：霞ヶ浦北浦海区漁業調整委員会指示実績報告書)

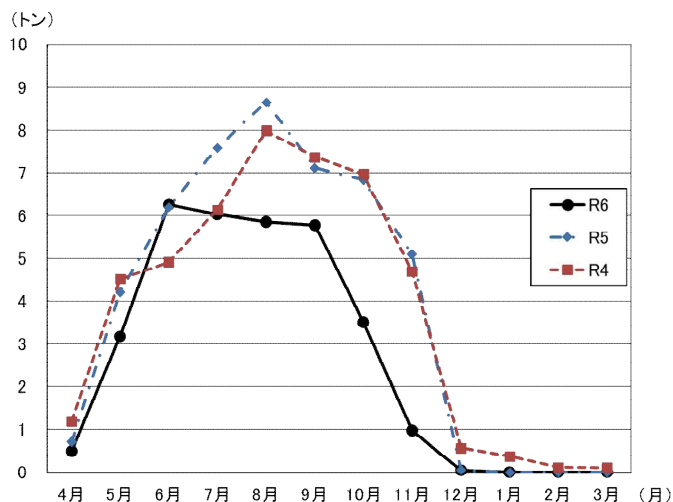


図 1 アメリカナマズ漁獲数量

年度別 落とし網漁業実績

1. 年度別承認者数及び承認面数

項目	H26	H27	H28	H29	H30	R01	R02	R03	R04	R05	R06
承認者数 (人)	25	25	25	25	25	21	21	21	21	21	19
承認面数 (面)	159	159	159	159	159	120	120	120	120	120	94

2. 年度別漁獲数量

単位：トン

項目	H26	H27	H28	H29	H30	R01	R02	R03	R04	R05	R06
アメリカナマズ	100.1	88.1	83.8	77.7	75.2	53.0	34.4	36.6	44.9	46.9	32.1
その他	33.6	29.3	31.9	28.6	27.8	27.3	22.6	22.8	35.9	32.2	11.5
合計	133.7	117.4	115.7	106.3	103.0	80.3	57.0	59.5	80.8	79.0	43.7

3. 年度別操業実績者数

単位：人

項目	H26	H27	H28	H29	H30	R01	R02	R03	R04	R05	R06
操業実績者	25	25	25	25	24	20	20	19	16	15	16

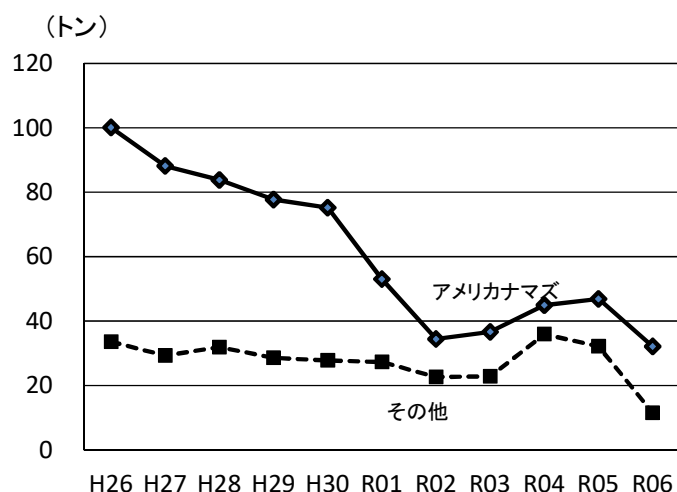


図2 アメリカナマズ等の漁獲数量の推移

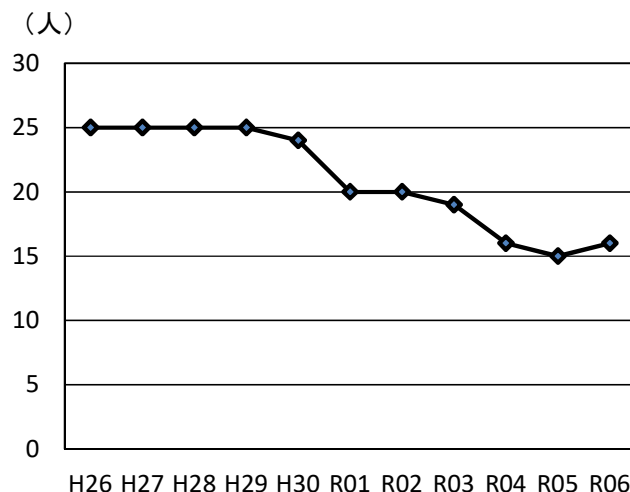


図3 操業実績者数の推移

令和 7 年 5 月 3 0 日
霞ヶ浦北浦水産事務所

令和 7 年度トロール漁期前調査計画書

1 目 的

霞ヶ浦北浦におけるトロール漁の解禁前の資源状況を確認するとともに、採捕物を放射性物質検査に供しその安全性を確認する。

2 調査組織

- (1) 実施主体 霞ヶ浦漁業協同組合及びきたうら広域漁業協同組合
- (2) 実施協力 水産試験場内水面支場

3 調査方法

わかさぎ・しらうおひき網を用いてワカサギ及びシラウオ等水産動物を採捕する。

4 調査実施時期

- (1) 北 浦 6 月最終週（6 月 23 日の週）のうち 1 日
- (2) 霞ヶ浦 7 月第一週（6 月 30 日の週）のうち 1 日

※調査時期、調査回数については、状況により変更する場合があります。

5 調査水域、曳網時間及び曳網層

- (1) 調査水域（右図）
 - ア 霞ヶ浦 4 水域
（沖宿沖、牛渡沖、湖心、高浜入）
 - イ 北 浦 4 水域
（水原沖、白浜沖、江川沖、馬渡沖）
- (2) 曳網時間
1 水域につき各 20 分間曳網する。
（馬渡沖のみ 10 分間）

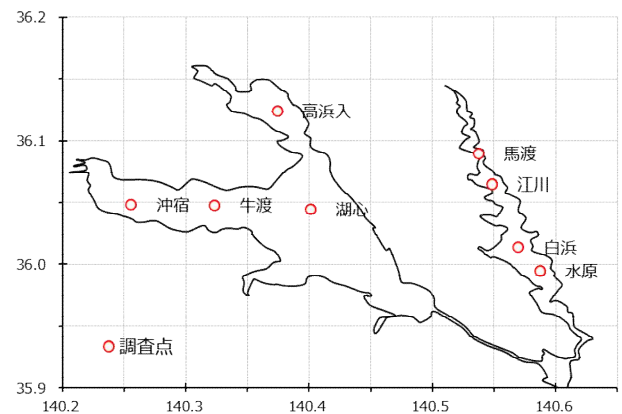


図 調査水域概要

- (3) 曳網層
霞ヶ浦は表層、中・底層の 2 層、
北浦は表層を各 1 回曳網する。 ※曳網層は天候等を踏まえ決定する。
- (4) 投網時刻 事前打ち合わせにより決定

6 使用船舶

霞ヶ浦漁協、きたうら広域漁協に所属している組合員の所有する船舶を利用する。

7 その他

- (1) 採捕物は全量を水産試験場内水面支場に搬入し測定する。
- (2) 測定後、採捕物のうち一部を放射性物質検査に使用する。
- (3) 事前に各漁協と打ち合わせを行い、具体的な日程等を決定する。

特別採捕許可について

1. 霞ヶ浦北浦海区漁業調整規則(以下、「規則」)における主な採捕の制限について

(1) 全ての人が制限されるもの(①～④)



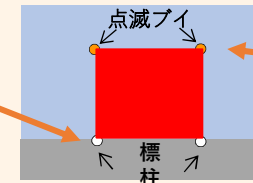
① 採捕禁止区域(規則第32条及び37条)

保護水面(規則32条)

禁止区域(規則37条)

4箇所

9箇所



② 禁止期間(規則第33条)※一部抜粋

水産動物	禁止期間
わかさぎ	1月21日から2月末日まで及び5月1日から7月20日まで
しらうお	3月1日から3月31日まで
こい(全長15cmを超えるものに限る。)	5月11日から6月10日まで

③ 全長制限(規則第34条)※一部抜粋

水産動物	大きさ
こい	全長15センチメートル以下
うなぎ	全長23センチメートル以下

④ 漁具漁法の制限及び禁止(規則第35条)

漁具又は漁法

(1) たんかい網 (2) わかさぎさし網 (3) かさねさし網
(4) 一部又は全部に金網を用いてある漁具 (5) なたねからを使用してするつけ漁法 (6) 潜水器(簡易潜水器を含む。)を使用する漁法
(7) 水中に電流を通じてする漁法 (8) 火光を利用して水産動物を誘致してする漁法 (9) 瀬干漁法

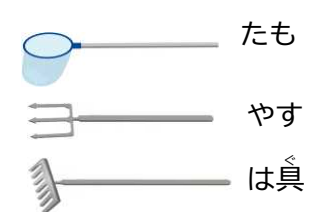
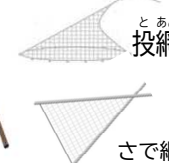
(2) 漁業者以外の遊漁者等(釣り人など)の漁具漁法の制限(規則第38条) (遊漁者(釣り人など)が使用可能)

次に掲げる漁具又は漁法以外の漁具又は漁法により水産動植物を採捕してはならない。

(1) 竿釣及び手釣(まき餌釣を除く。) (2) たも網及び叉(さ)手網(船を使用しないものに限る。)
(3) 投網(船を使用しないものに限る。)(4) やす及びは具(船を使用しないものに限る。)(5) 徒手採捕

ただし、次に掲げる場合には適用しない

(1) 漁業者が漁業を営む場合 (2) 漁業従事者が漁業者のために水産動植物の採捕に従事する場合



2. 特別採捕(規則第41条(試験研究等の適用除外))について

規則における制限又は禁止の規定(水産動植物の種類・大きさ、採捕の期間・区域、使用する漁具・漁法等)については、試験研究、教育実習又は増養殖用の種苗の供給(以下、「試験研究等」という。)の目的のための採捕について、適用範囲の者(※)が知事の許可を受けることにより、適用が除外される。

※官公署、官公署に準ずる試験研究調査機関、民間の試験研究調査機関、学校教育法に基づく学校、茨城県内の漁業協同組合、等

⇒ 「霞ヶ浦北浦海区における試験研究等の特別採捕許可の取扱方針」に基づき、特別採捕許可を発給

R6年度の特別採捕許可実績(抜粋)

- ・試験研究に係る調査…県機関、国機関、大学等による各種調査
- ・ワカサギ漁期前調査…関係漁協によるワカサギ禁漁期(トロール解禁前)の資源調査
- ・ワカサギ人工ふ化放流事業…関係漁協によるワカサギ禁漁期(産卵期)の人工ふ化放流
- ・張網操業試験…霞ヶ浦漁協によるワカサギ禁漁期(産卵期)の張網試験操業
- ・エビ漁期前調査…関係漁協によるトロール許可外(水曜日)の資源調査
- ・帆びき網操業…関係漁協・市町村による漁業文化の伝承・普及のための操業

適用除外条項(例)

- ・規則第38条(遊漁者等の漁具漁法の制限) ⇒ 団体(漁協含む)からの申請では原則解除
- ・規則第32条(保護水面)、規則第33条(禁止期間)、規則第34条(全長制限)、規則第35条(漁具漁法の制限・禁止)、規則第37条(禁止区域) ⇒ 必要に応じて解除

【法令抜粋】

茨城県霞ヶ浦北浦海区漁業調整規則（抜粋）

（保護水面における採捕の禁止）

第32条 何人も、次に掲げる保護水面（水産資源保護法第18条第1項の規定により指定されたものをいう。）の区域においては、水産動植物を採捕してはならない。

(1) 次のア、イ、ウ及びエの各点を順次結んだ線とかすみがうら市湖岸とによって囲まれた水面

ア かすみがうら市坂911番地の2に設置した標柱

イ アから144度（真方位による。以下この規則中に示す方位について同様とする。）700メートルの点

ウ エから144度400メートルの点

エ かすみがうら市田伏字反町229番地に設置した標柱

(2) 次のア及びイの2点を結んだ線と行方市湖岸とによって囲まれた水面

ア 行方市天掛字寺下55番2の地先に設置した標柱

イ 行方市吉川字須甫居1211番2の地先に設置した標柱

(3) 次のア、イ、ウ及びエの各点を順次結んだ線と稲敷郡美浦村湖岸とによって囲まれた水面

ア 稲敷郡美浦村馬掛一斗内163番地に設置した標識

イ アから45度1,000メートルの点

ウ エから45度988メートルの点

エ 稲敷郡美浦村馬掛字内出486番地の3に設置した標柱

(4) 次のア及びイの2点を結んだ線と鹿嶋市湖岸とによって囲まれた水面

ア 鹿嶋市大字津賀字掛崎2200番地に設置した標柱

イ 鹿嶋市大字中字中町3056番の2地先に設置した標柱

（禁止期間）

第33条 何人も、次の表の左欄に掲げる水産動物を、それぞれ同表の右欄に掲げる期間中、採捕してはならない。

水産動物	禁止期間
わかさぎ	1月21日から2月末日まで及び5月1日から7月20日まで
しらうお	3月1日から3月31日まで
こい（全長15センチメートルを超えるものに限る。）	5月11日から6月10日まで
からすがい（殻長10センチメートルを超えるものに限る。）	4月11日から9月30日まで
いけちょうがい（殻長10センチメートルを超えるものに限る。）	4月11日から9月30日まで

2 前項の規定に違反して採捕した水産動物又はその製品は、所持し、又は販売してはならない。

（全長等の制限）

第34条 何人も、次の表の左欄に掲げる水産動物であって、それぞれ同表の右欄に掲げる大きさのものを採捕してはならない。

水産動物	大きさ
こい	全長15センチメートル以下
うなぎ	全長23センチメートル以下
からすがい	殻長10センチメートル以下
いけちょうがい	殻長10センチメートル以下

2 前項の規定に違反して採捕した水産動物又はその製品は、所持し、又は販売してはならない。

(漁具漁法の制限及び禁止)

第35条 何人も、次に掲げる漁具又は漁法により水産動物を採捕してはならない。

- (1) たんかい網（貝類の採捕を目的とする底びき網であつてけたを有しないものをいう。）
- (2) わかさぎさし網（網の目合 1.08センチメートル以上（網の節数29節以下）3.03センチメートル以下（網の節数11節以上）の網地を使用するさし網をいう。）
- (3) かさねさし網（2枚以上の網地を重ね合わせて、水産動物を網目に刺させ、又は絡ませてする漁具をいう。）
- (4) 一部又は全部に金網を用いてある漁具（まんぐわ漁業、帆まんぐわ漁業及びしじみかき漁業の漁具並びには具を除く。）
- (5) なたねからを使用してするつけ漁法
- (6) 潜水器（簡易潜水器を含む。）を使用する漁法
- (7) 水中に電流を通じてする漁法
- (8) 火光を利用して水産動物を誘致してする漁法（食用がえるを採捕する場合を除く。）
- (9) 瀬干漁法

(禁止区域等)

第37条 何人も、次に掲げる区域内においては、水産動植物を採捕してはならない。

- (1) 次のア、イ、ウ及びエの各点を順次結んだ線とかすみがうら市湖岸とによって囲まれた水面
 - ア かすみがうら市戸崎川尻川川口左岸に設置した標柱
 - イ アから204度830メートルの点
 - ウ エから204度810メートルの点
 - エ アから105度730メートルの点
- (2) 次のア、イ、ウ及びエの各点を順次結んだ線とかすみがうら市湖岸とによって囲まれた水面
 - ア かすみがうら市安食、同市柏崎境界線北東隅
 - イ アから43度700メートルの点
 - ウ エから43度600メートルの点
 - エ かすみがうら市安食字小津4057番地1住宅西隅から317度30分100メートルの点
- (3) 次のア、イ、ウ及びエの各点を順次結んだ線と行方市湖岸とによって囲まれた水面
 - ア 行方市羽生男池川橋梁西端から280度170メートルの点
 - イ アから234度30分730メートルの点
 - ウ エから234度30分530メートルの点
 - エ 行方市八木蒔字広町8番田の北隅
- (4) 次のア、イ、ウ及びエの各点を順次結んだ線と行方市湖岸とによって囲まれた水面
 - ア 行方市麻生字新田551番地住宅北隅から330度6メートルの点
 - イ アから250度900メートルの点
 - ウ エから266度30分630メートルの点
 - エ 行方市麻生八坂神社北隅から297度30分22メートルの点

- (5) 次のア、イ、ウ及びエの各点を順次結んだ線と稲敷市湖岸とによって囲まれた水面
- ア 稲敷市浮島字下り松1820番地宅地護岸壁北東隅から295度290メートルの点
 - イ アから20度870メートルの点
 - ウ エから20度870メートルの点
 - エ 稲敷市浮島字西の洲、同才勝境界線の道路北東隅
- (6) 次のア、イ、ウ及びエの各点を順次結んだ線と稲敷郡美浦村湖岸とによって囲まれた水面
- ア 稲敷郡美浦村大字大須賀津字塚下乙1413番地住宅東隅
 - イ アから30度550メートルの点
 - ウ エから36度30分980メートルの点
 - エ 稲敷郡美浦村大字大須賀津字小作1448番地家屋東端
- (7) 次のア、イ、ウ及びエの各点を順次結んだ線と潮来市湖岸とによって囲まれた水面
- ア 潮来市大生水神祠鳥居左脚から324度370メートルの点
 - イ アから45度270メートルの点
 - ウ 行方市宇崎字堂崎93番地に設置した標柱
 - エ ウから215度370メートルの点
- (8) 次のア及びイの2点を結んだ線と鹿嶋市湖岸とによって囲まれた水面
- ア 鹿嶋市大字大船津2403－2番地西隅（爪木の鼻へ290度森稲荷神社鳥居左脚へ13度30分の点）
 - イ 鹿嶋市爪木の鼻
- (9) 次のア、イ、ウ及びエの各点を順次結んだ線と稲敷市湖岸とによって囲まれた水面
- ア 稲敷市浮島字尾島妙岐の鼻
 - イ アから35度550メートルの点
 - ウ エから35度550メートルの点
 - エ アから310度550メートルの点

（遊漁者等の漁具漁法の制限）

第38条 何人も、次に掲げる漁具又は漁法以外の漁具又は漁法により水産動植物を採捕してはならない。

- (1) 竿釣及び手釣（まき餌釣を除く。）
 - (2) たも網及び叉手網（船を使用しないものに限る。）
 - (3) 投網（船を使用しないものに限る。）
 - (4) やす及びはし（船を使用しないものに限る。）
 - (5) 徒手採捕
- 2 前項の規定は、次に掲げる場合には、適用しない。
- (1) 漁業者が漁業を営む場合
 - (2) 漁業従事者が漁業者のために水産動植物の採捕に従事する場合

（試験研究等の適用除外）

第41条 この規則のうち水産動植物の種類若しくは大きさ、水産動植物の採捕の期間若しくは区域又は使用する漁具若しくは漁法についての制限又は禁止に関する規定は、試験研究、教育実習又は増養殖用の種苗（種卵を含む。次項第5号において同じ。）の供給（自給を含む。次項第5号において同じ。）（以下この条において「試験研究等」という。）のための水産動植物の採捕について知事の許可を受けた者が行う当該試験研究等については、適用しない。

- 2 前項の許可を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した申請書を知事に提出しなければならない。
- (1) 申請者の氏名及び住所（法人にあっては、その名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地）
 - (2) 試験研究等の目的
 - (3) 適用の除外の許可を必要とする事項
 - (4) 使用する船舶の名称、漁船登録番号、総トン数、推進機関の種類及び馬力数並びに所有者名
 - (5) 採捕しようとする水産動植物の名称及び数量（種苗の採捕の場合にあっては、供給の相手方及びその数量）
 - (6) 採捕の期間及び区域
 - (7) 使用する漁具及び漁法
 - (8) 採捕に従事する者の氏名及び住所
- 3 知事は、第1項の許可をしたときは、次に掲げる事項を記載した許可証を交付する。
- (1) 許可を受けた者の氏名及び住所（法人にあっては、その名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地）
 - (2) 適用を除外する事項
 - (3) 採捕する水産動植物の種類及び数量
 - (4) 採捕の期間及び区域
 - (5) 使用する漁具及び漁法
 - (6) 採捕に従事する者の氏名及び住所
 - (7) 使用する船舶の名称、漁船登録番号、総トン数並びに推進機関の種類及び馬力数
 - (8) 許可の有効期間
 - (9) 許可の条件
- 4 知事は、第1項の許可をするに当たり、条件を付けることができる。
- 5 第1項の許可を受けた者は、当該許可に係る試験研究等の終了後遅滞なく、その結果を知事に報告しなければならない。
- 6 第1項の許可を受けた者が許可証に記載された事項につき変更しようとする場合は、知事の許可を受けなければならない。
- 7 第2項から第4項までの規定は、前項の場合に準用する。この場合において第3項中「交付する」とあるのは「書き換えて交付する」と読み替えるものとする。
- 8 第25条の規定は、第1項又は第6項の規定により許可を受けた者について準用する。

霞ヶ浦北浦海区における試験研究等の特別採捕許可の取扱方針

(趣旨)

第1 茨城県霞ヶ浦北浦海区漁業調整規則（令和2年茨城県規則第75号。以下「規則」という。）第41条第1項に規定する試験研究等の特別採捕許可（以下「特採許可」という。）に関しては、規則の規定によるほか、この方針の定めるところによる。

(試験研究等の内容)

第2 試験研究等の内容は、次のものをいう。

1 試験研究に関するもの

- (1) 水産動植物の資源、生物等の調査研究（環境調査を含む。）
- (2) 漁具漁法の試験研究
- (3) 漁具漁法の普及又は指導を目的とする試験操業
- (4) 漁業の発展のため特に必要と認められる試験操業、調査又は試験

2 教育実習に関するもの

- (1) 学徒の教育実習（ただし、漁業者が営む漁業と同一の漁業実習の場合は、原則として当該漁業の許可内容の範囲とする。）
- (2) 学徒が行う自然科学に関する実習
- (3) 漁業文化の伝承又は普及を目的とした実演及び実習

3 種苗供給に関するもの

(適用範囲)

第3 特採許可は、試験研究等に関する計画が明確かつ適切と認められるものであって、次に掲げる者が行う場合に適用する。

- (1) 官公署
- (2) 官公署に準ずる試験研究調査機関
- (3) 民間の試験研究調査機関
- (4) 学校教育法に基づく学校
- (5) 茨城県内の漁業協同組合（以下「漁協」という。）又は漁業協同組合連合会
- (6) 知事が特に必要と認めた者

(申請書類)

第4 特採許可を受けようとする者は、規則に定める申請書に次に掲げる書類を添え、知事に提出しなければならない。ただし、知事が特に認めた場合はこの限りでない。

- (1) 試験研究等に関する計画書
- (2) 船舶を使用する場合は、当該船舶の証明書（漁船の場合は漁船原簿謄本、その他の船舶の場合は船舶検査証書の写し。ただし、本県に漁船登録がなされている漁船の場合はこの限りでない。）
- (3) 傭船の場合は、使用権利を証する書面
- (4) 申請者が法人にあっては、原則として法人登記簿謄本（漁業団体を除く。）
- (5) 採捕の区域が漁業権漁場に該当する場合は、漁業権者の同意書
- (6) その他知事が必要と認める書類

(申請の時期)

第5 特採許可を受けようとする者は、原則として採捕実施予定日の15日前までに申請しなければならない。

(特採許可の有効期間)

第6 特採許可の有効期間は1年以内とする。ただし、知事が特に必要と認めた場合はこの限りでない。

(採捕の期間)

第7 採捕の期間は、原則として申請者の希望する期間とするが、その期間又は採捕日数を制限することがある。

(採捕の区域)

第8 採捕の区域は、原則として申請者の希望する区域とするが、その区域について制限することがある。

(特採許可の制限又は条件)

第9 特採許可に際して、次の制限又は条件を付けるものとする。

- (1) 採捕を行うときは、別記様式の標旗を見易い場所に掲揚しなければならない。
- (2) 採捕を行うときは、採捕区域に係する漁協に対し、事前に通報しなければならない。
- (3) 漁業等に被害を与えた場合は、その損害額を賠償しなければならない。
- (4) 知事の指定した茨城県の職員の乗船又は立会を拒否してはならない。
- (5) 採捕した水産動植物は販売してはならない。(種苗供給及び試験操業の場合は、この限りでない。)
- (6) その他、必要と認める事項

(特採許可の取消等)

第10 次に掲げる要件に該当する場合は、特採許可の取消し又は次回以降の特採許可をしないことがある。

- (1) 特採許可の趣旨を逸脱した行為があった場合
- (2) 許可証に記載された事項に違反した場合
- (3) 漁業調整上、重大な影響を及ぼした場合

(報告書等の提出)

第11 特採許可を受けた者は、採捕の経過及び実績をその終了後1カ月以内に知事に報告しなければならない。又採捕しなかった場合もその旨報告しなければならない。

なお、報告書の提出と併せて許可証を返納しなければならない。

(特定水産動植物採捕の許可)

第12 特採許可を受けようとする者であって、試験研究又は教育実習のため、特定水産動植物として漁業法施行規則(令和2年農林水産省令第47号。以下「施行規則」)第41条各号において定められた水産動植物を採捕しようとする場合、施行規則第42条第1項の規定に基づき、別に定める茨城県特定水産動植物採捕許可に関する取扱方針の規定により知事の許可を受けなければならない。

付則

この方針は、昭和54年11月1日から施行する

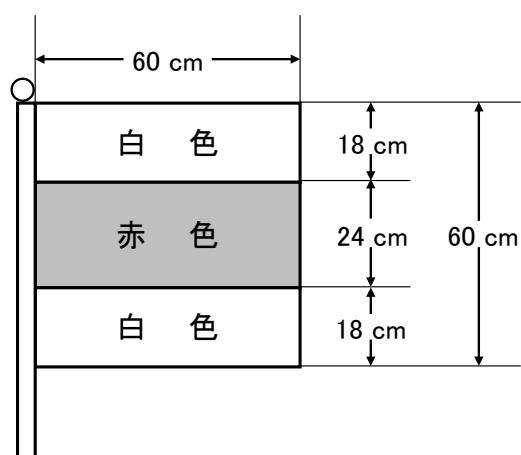
付則

この方針は、平成13年3月27日から施行する。

付則

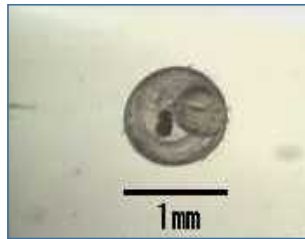
この方針は、令和2年12月1日から施行する。

別記様式
(特採の標旗)



(備考) この旗は，特定水産動植物採捕許可に関する取扱方針に定められた標旗と同一である。

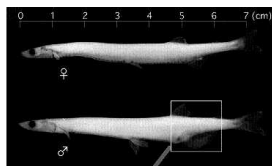
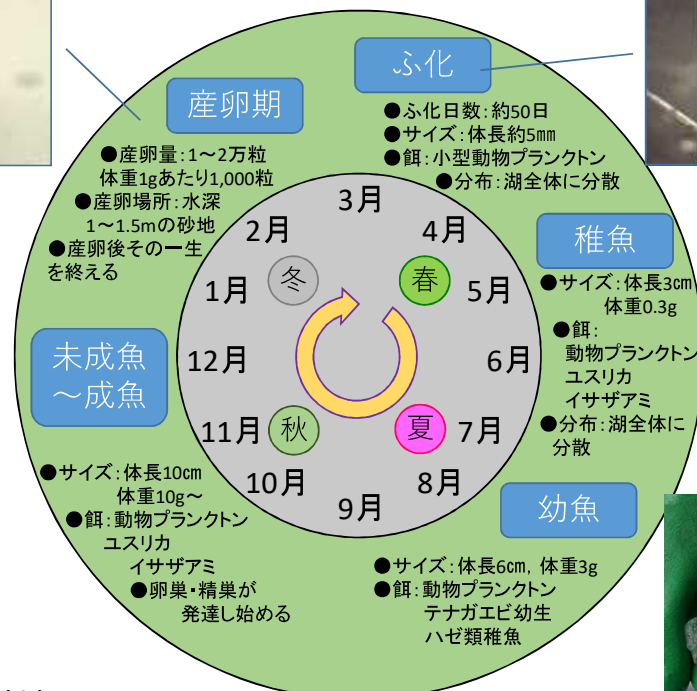
水産試験場で行っているワカサギ・シラウオの調査

茨城県水産試験場
内水面支場両種とも春に生まれて
1年で一生を終える魚です

▲ ワカサギ卵



▲ ワカサギ仔魚

▲ 産卵期のシラウオ (上) と
ワカサギ (下)ワカサギの生活史
(シラウオもほぼ同じ)

▲ シラウオ

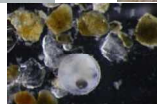


▲ ワカサギ

内水面支場で調べていること

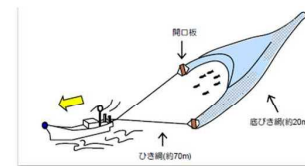
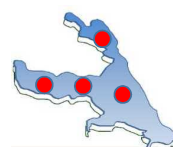
①産卵の状況 (1~5月)

卵がいつ・どこで・どのくらい生まれているかを調べます。



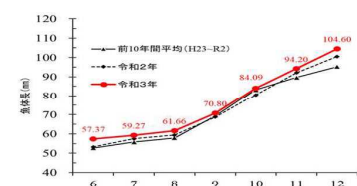
③初期資源の量 (漁期前調査) (7月上旬)

漁業でとられる前の幼魚の量、大きさを調べます。



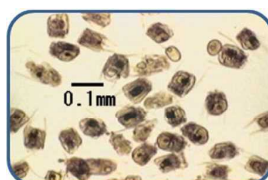
④魚の成長 (6~12月)

漁獲された魚の大きさを随時測定し、成長を把握します。



②ふ化する時期の餌の量 (3~5月)

ふ化時期の餌となる動物プランクトンが多いと仔魚の生き残りがよくなります。



⑤漁業による獲れ具合 (7~12月)

トロールによる獲れ具合 (時間当たりの漁獲量) を聞き取り、資源の状況を把握します。



常陸川水門における通し回遊魚 の遡上拡大試験について

霞ヶ浦北浦水産事務所・水産試験場内水面支場

1

本日の内容

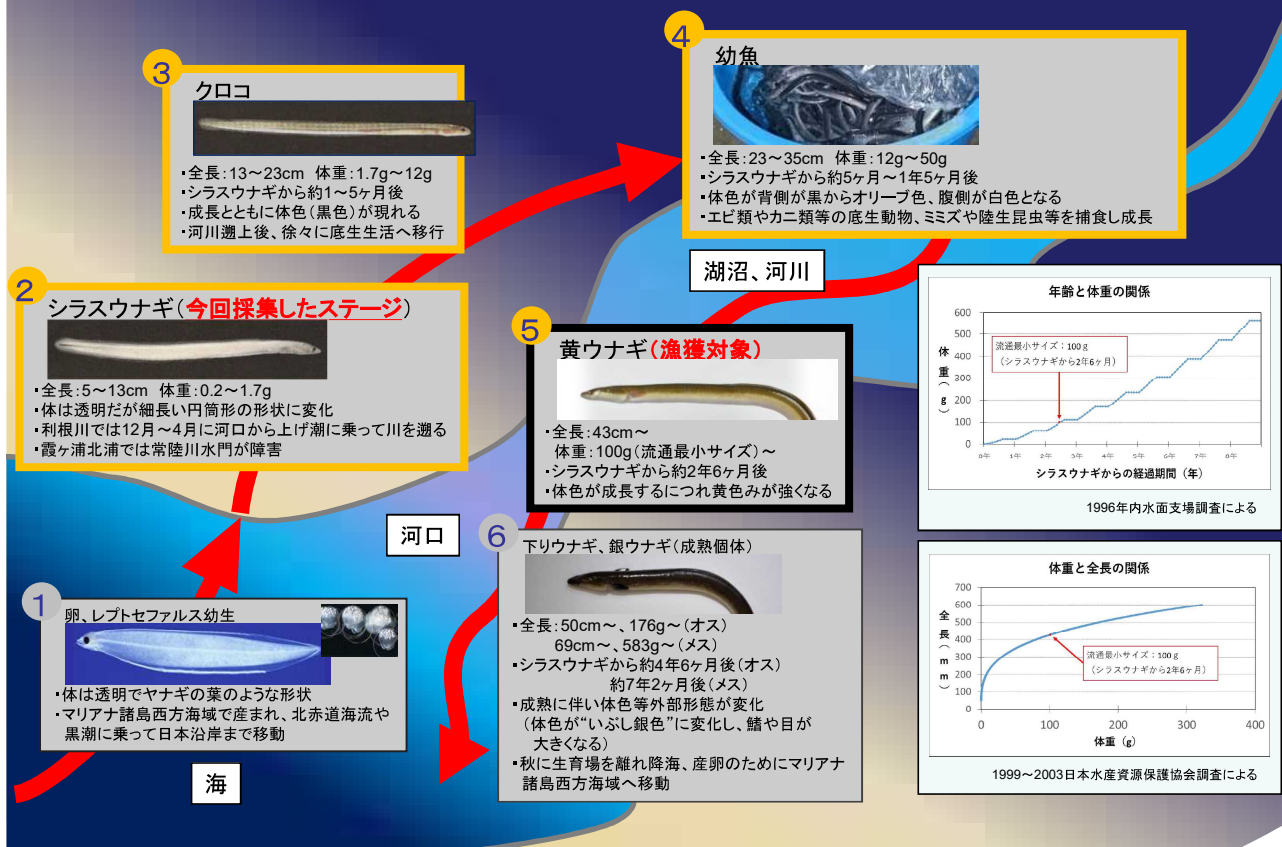
1. ニホンウナギの生活史
2. 試験の目的
3. 過去の試験結果
4. 令和7年度の試験概要
5. 結果速報

2

1. ニホンウナギの生活史

3

1. ニホンウナギの生活史



2. 試験の目的

5

2. 試験の目的

- 霞ヶ浦北浦では近年、漁業資源の状況が変化して不漁が恒常化
- 漁業振興に向けて利用できる選択肢を増やし、漁場環境や生態系の保全・回復が必要
- 霞ヶ浦北浦の生態系を構成するシラスウナギなどの通し回遊魚を常陸川水門上流部へ効率的に移送（遡上）する方法を検討
- そのために必要な基礎資料を得る

本試験の目的

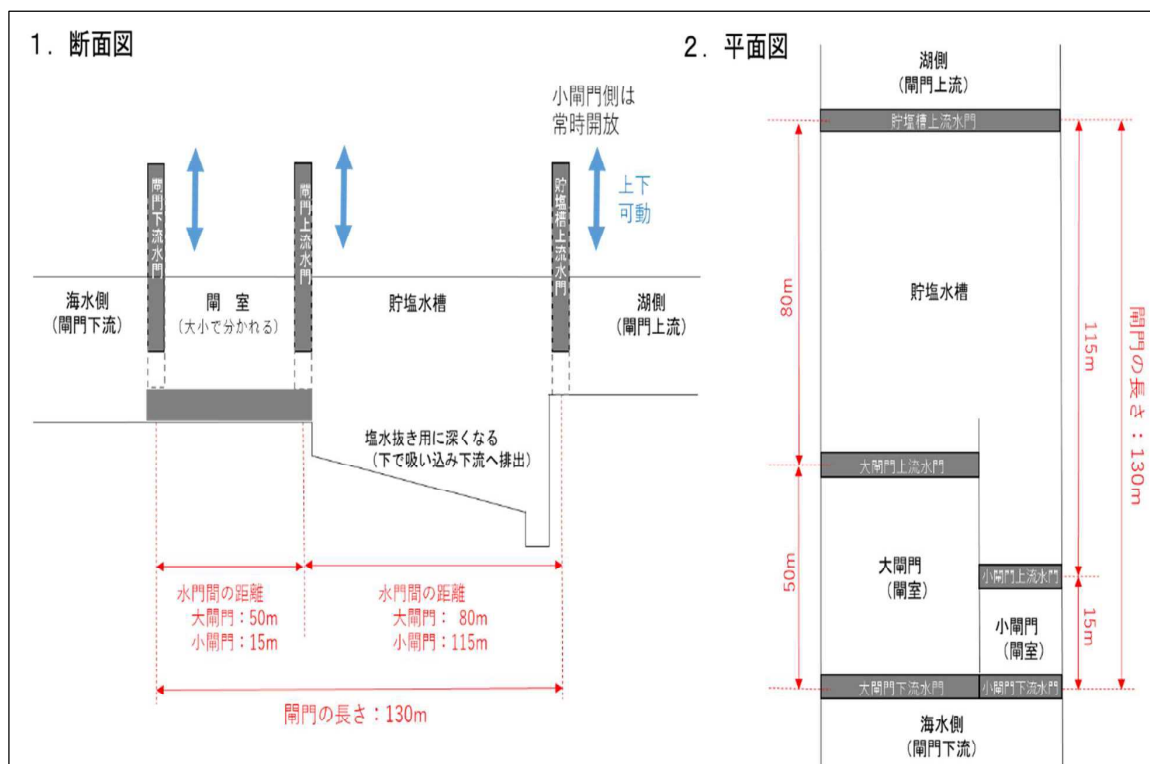
6

●調査位置図(常陸川水門／茨城県神栖市太田地先)



7

●船通閘門の簡略図(断面図および平面図)



8

3. 過去の試験結果

9

3. 過去の試験結果

●●令和5・6年度の試験で得られた知見●●

- 5月でも水門堤体下流部にシラスウナギが滞留している
- 小閘門閘室内へ放流したシラスウナギは小閘門上流(湖側)へ遡上する
- ゲート操作によりシラスウナギを小閘門内へ能動的に進入させることは可能と考えられる

4. 令和7年度の試験概要

11

4. 令和7年度の試験概要／①実施場所

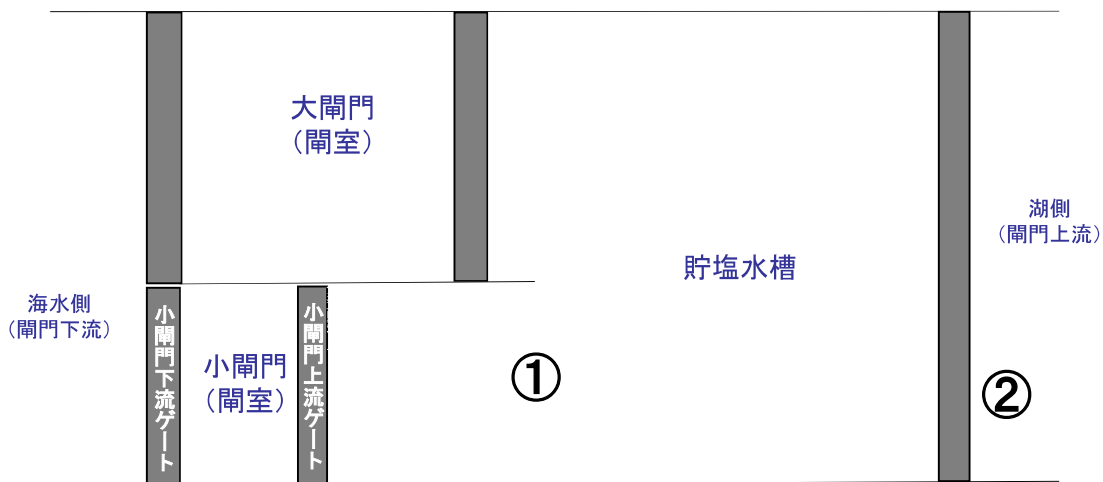
[図1] 試験1の実施計画場所(火光利用すくい網)



○地点A: 左岸の水門やや下流側
△地点1～4: 陸上

12

[図2] 試験2の実施計画場所
(小閘門・小閘室／目視確認・火光利用すくい網)



- ①: 小閘門と大閘門の境界壁先端
②: 小閘門上流側ゲート直上

13

●●令和7年度の試験実施日●●

・試験日の設定

5月の24:00前後に満潮となる日(2回)

同じく24:00前後に干潮となる日(1回)

・実施した日

1) 5月6日(火)～7日(水)

2) 5月14日(水)～15日(木)

3) 5月22日(木)～23日(金)

14

●●試験1の内容●●

- 図1に示した ○地点A 及び △地点1～4で、
19:00から翌3:00まで連続8時間(2班体制)、
火光利用すくい網により通し回遊魚を採集
⇒潮位と時刻毎(1時間単位)に
通し回遊魚の採集尾数を確認
- 19:00から翌1:00までに採集した通し回遊魚
⇒試験2に使用(小閘門閘室内に放流)
一部は測定用サンプル

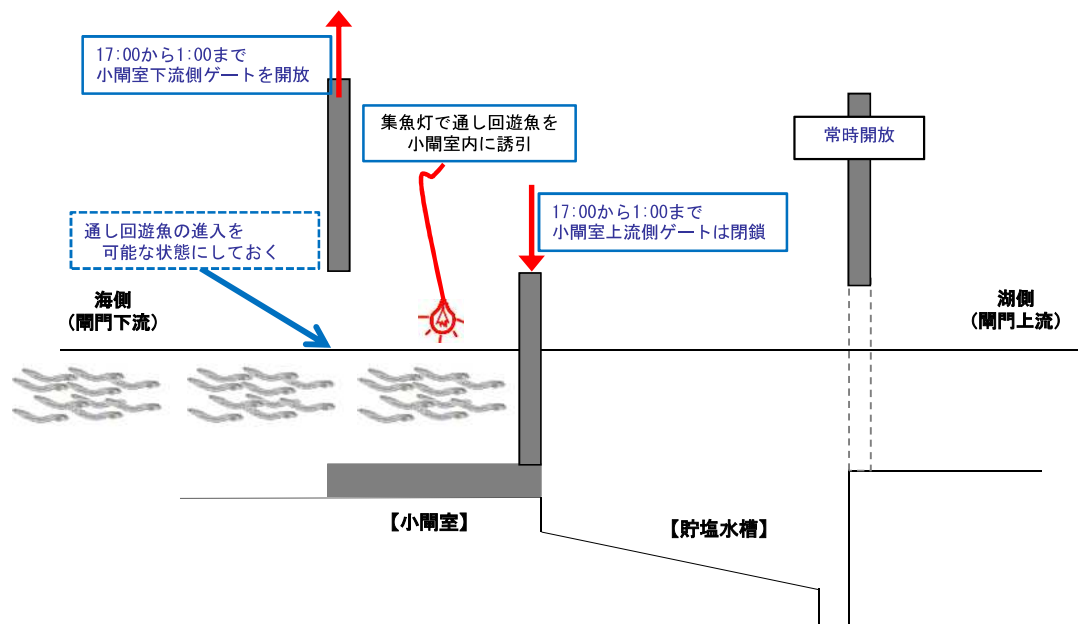
15

●●試験2の内容●●

- 図2に示した 小閘門及び小閘室において、
1:00から3:00まで漁船2隻を用いて小閘室に
進入した通し回遊魚の動向を目視するととも
に、小閘門内の①、②において火光利用すく
い網により通し回遊魚を採集
⇒通し回遊魚がゲート操作によって
能動的に遡上していくかを確認
- 具体的な試験の流れは次のステップ1から4
のとおりに

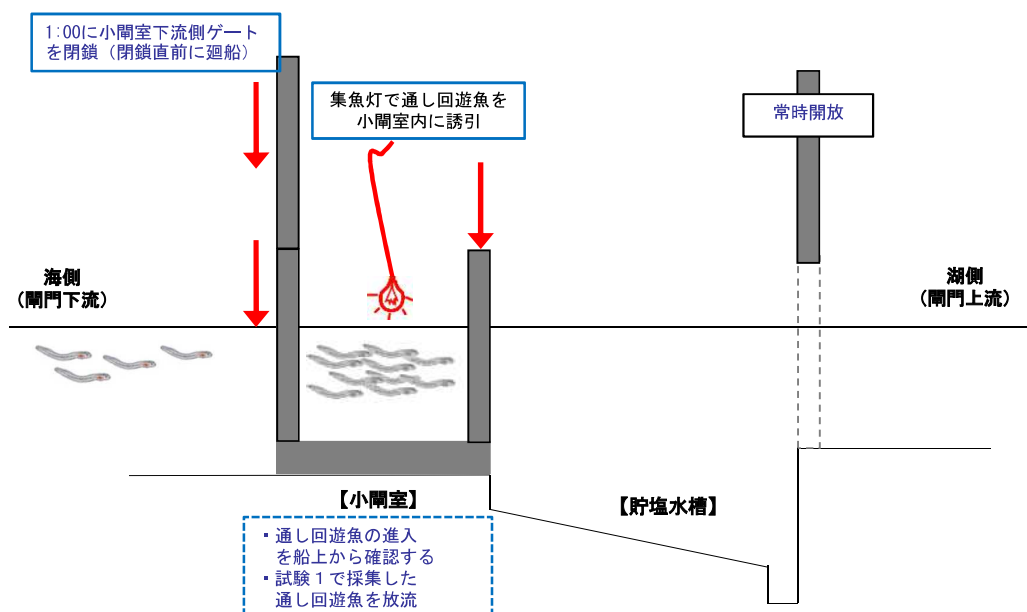
16

【ステップ1】



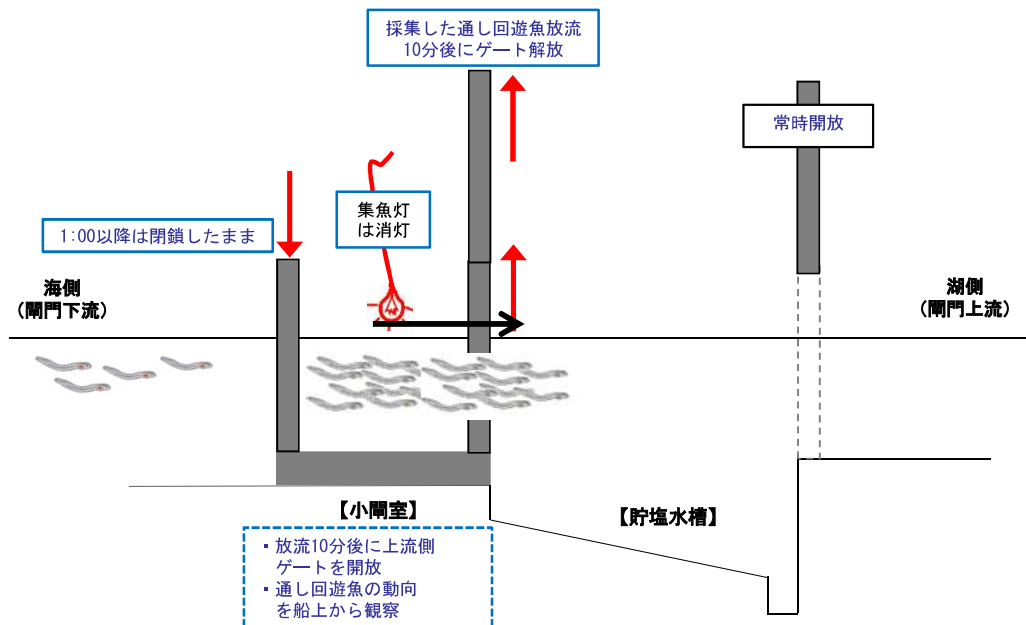
17

【ステップ2】



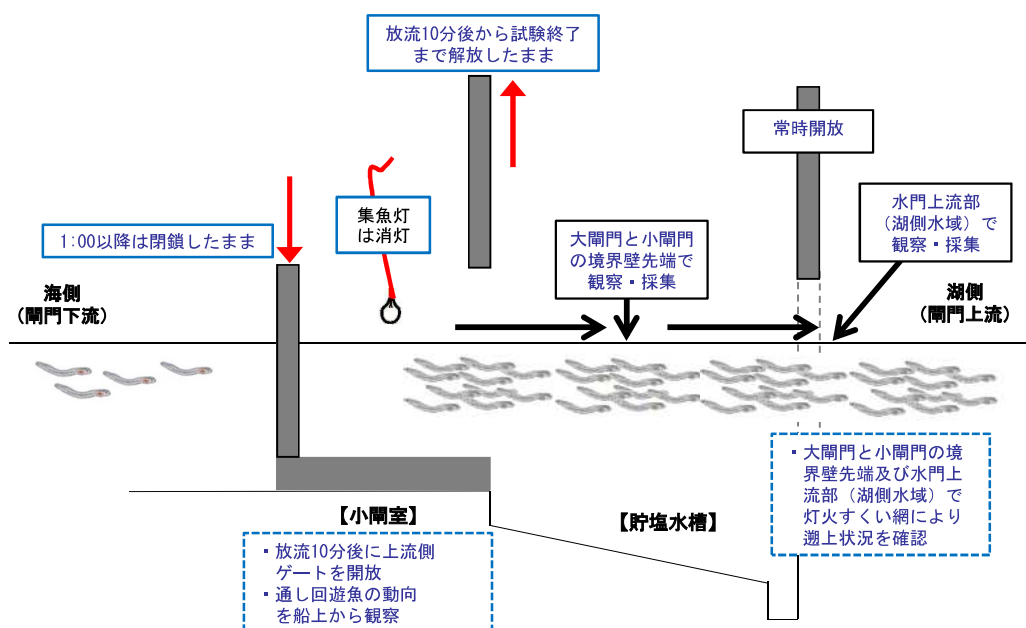
18

【ステップ3】



19

【ステップ4】



20

5. 結果速報

21

5. 結果速報

1) 令和7年5月6日(火)～7日(水)

試験1で採集されたシラスウナギ

→ 238尾

→ うち、114尾を試験2で放流

測定用サンプルを除く92尾を水門上流側へ放流

試験2で採集されたシラスウナギ

→ 閘門内48尾、水門外10尾、計58尾

→ 小閘室内の進入、閘門内の遡上を確認

→ 採集したシラスウナギは

試験終了後その場で放流

22

2) 令和7年5月14日(水)～15日(木)

試験1で採集されたシラスウナギ

→ 762尾

→ うち、316尾を試験2で放流

測定用サンプルを除く428尾を水門上流側へ放流

試験2で採集されたシラスウナギ

→ 閘門内144尾、水門外52尾、計196尾

→ 小閘室内の進入、閘門内の遡上を確認

→ 採集したシラスウナギは

試験終了後その場で放流

3) 令和7年5月22日(木)～23日(金)

試験1で採集されたシラスウナギ

→ 644尾

→ うち、104尾を試験2で放流

試験2で採集されたシラスウナギ

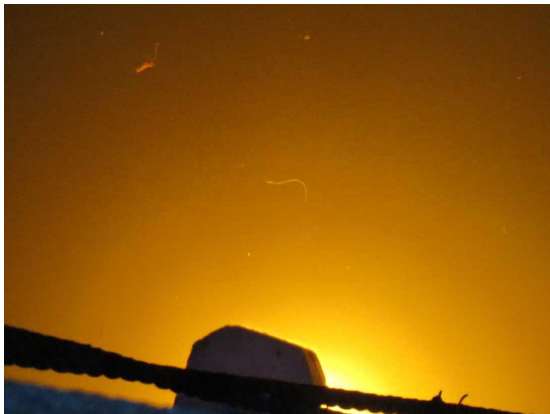
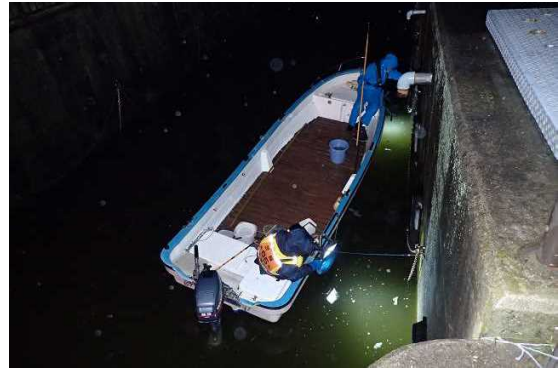
→ 閘門内88尾、水門外10尾、計98尾

→ 小閘室内の進入、閘門内の遡上を確認

→ 採集したシラスウナギは

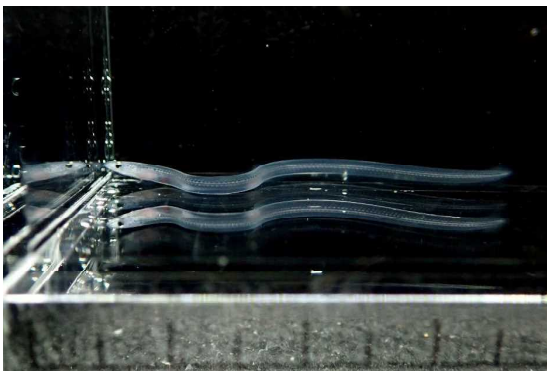
試験終了後その場で放流

●令和7年度試験実施状況(令和7年5月14日～15日)



25

●令和7年度試験実施状況(令和7年5月22日～23日)



26

令和7年度釣り魚有効活用促進事業について

環境対策課

1 目 的

釣りの盛んな霞ヶ浦において、釣り人から釣り魚を定期的に回収し、外来魚等の回収の意識づけを図るとともに、飼料等の原料として有効利用を図る。

※県では、令和6年度から当該事業を実施。昨年度の結果については、別添のとおり。

2 事業内容

(1) 釣り魚の回収

釣り人に当日釣れた外来魚等を回収場所に持ち込んでもらい、魚粉工場に即日運搬
なお、回収に協力いただいた釣り人には、霞ヶ浦の特産品等（テナガエビの佃煮等）をささやかなお礼の品として進呈

ア 期 間

令和7年4月～令和7年11月 12回実施予定

イ 回収場所

行方市観光物産館こいこい

行方市天王崎公園

茨城県霞ヶ浦環境科学センター



回収の様子

(2) 外来魚フィッシング体験学習会

主に家族連れを対象に、釣りの体験をしてもらいながら、外来魚の生態やその有効利用に関する学習会を実施

ア 期 日 令和7年6月7日（土）、10月27日（土）

イ 場 所 行方市観光物産館こいこい

ウ 実施内容

- ・ 釣り方の指導と湖岸での釣り体験の実施
- ・ 外来魚の生態と有効利用（食材、飼肥料の原料）の紹介、回収の意識づけ 等

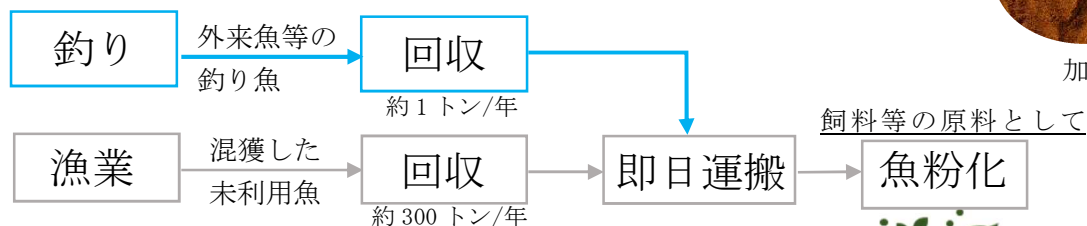
3 事業周知

- ・ 県ホームページ、県公式X、地元市公式SNS等による広報
- ・ 霞ヶ浦周辺のコンビニエンスストア、総合釣具店へのチラシ配布やポスター掲示による周知

【事業スキーム】

釣り魚有効活用促進事業（森林湖沼環境税事業）

釣りを通じた外来魚等の回収・有効利用



加工された魚粉

漁業による水質浄化機能促進事業（森林湖沼環境税事業）

魚体に含まれる窒素、リンの湖外への取り出し

令和 6 年度釣り魚有効活用促進事業の結果について

環境対策課

1 目 的

釣りの盛んな霞ヶ浦において、釣り人から釣り魚を定期的に回収し、外来魚等の回収の意識づけを図るとともに、飼料等の原料として有効利用を図る。

2 事業内容及び結果

(1) 釣り魚の回収

釣り人に当日釣れた外来魚等を回収場所に持ち込んでもらい、魚粉工場に即日運搬
なお、回収に協力いただいた釣り人には、霞ヶ浦の特産品等（テナガエビの佃煮等）
をささやかなお礼の品として進呈

ア 期 間

令和 6 年 6 月～令和 7 年 2 月 9 回実施

イ 回収場所

行方市観光物産館こいこい

銚田市環境学習施設エコ・ハウス

ウ 結 果

アメリカナマズ、ダントウボウ等合計 620kg を回収
(協力者延べ 148 人)

(2) 外来魚フィッシング体験学習会

主に家族連れを対象に、釣りの体験をしてもらいながら、外来魚の生態やその有効利用に関する学習会を実施

ア 期 日 令和 6 年 6 月 15 日（土）、10 月 19 日（土）

イ 場 所 行方市観光物産館こいこい

ウ 実施内容

- ・ 釣り方の指導と湖岸での釣り体験の実施
- ・ 外来魚の生態と有効利用（食材、飼肥料の原料）の紹介、回収の意識づけ 等

エ 結 果 6/15（土）は 43 組・113 名、10/19（土）は 58 組・146 名参加

3 令和 7 年度の予定

令和 7 年度はより効果的な回収ができるよう、今年度の状況を踏まえ、本事業を実施する。

- ・ 冬季（12 月～2 月）に協力者が少なくなったことから、回収時期を春季～夏季（4 月～10 月）に重点化
- ・ 釣り人からの意見を踏まえ、回収拠点を拡充（計 3 ヶ所）





魚を釣って
霞ヶ浦の特産品等を
ゲットしよう！
魚の重さに応じて贈呈



霞ヶ浦・北浦で釣れた 釣り魚を有効活用します

どなたでも参加できます。以下の日時、場所に当日釣った魚をお持ちください。
魚の重さに応じて、霞ヶ浦の特産品を贈呈します。



いずれも10時 ~ 12時30分 ※荒天中止

当日の
開催案内
はこちら



日時

4^土 / 26 5^土 / 24 6^土 / 7 6^土 / 28 7^土 / 5 7^土 / 12

8^土 / 9 8^土 / 23 9^土 / 13 9^土 / 27 10^土 / 18 11^土 / 15

のぼり
が目印



場所

行方市観光物産館こいこい駐車場（湖岸側）
天王崎公園駐車場脇（北側にある東屋）
茨城県霞ヶ浦環境科学センター（入口の右側）

対象

当日に釣れた魚
（アメリカナマズ・ダントウボウなど）

※アメリカナマズ等の特定外来生物を生きたまま運搬することは、外来生物法により禁止されています。
生きたまま回収場所へ持ち込まないよう、お願いいたします。

「外来生物法」
詳しくはこちら



回収した魚は飼料等に加工され、養殖魚や家畜のエサに生まれ変わります

外来魚フィッシング体験学習会

2025. 6/7^土・9/27^土

詳細は裏面を
ご覧ください

開催運営：一般社団法人 茨城県環境管理協会 当日連絡先 TEL: 090-3347-6420
TEL: 029-248-7431 / FAX: 029-240-1270 / E-mail: ibaonse@kankyokanri.or.jp（茨城県事業）

外来魚フィッシング体験学習会

ターゲットはアメリカナマズ・ダントウボウ等

2025. 6/7(土)・9/27(土)

※小雨決行 開催日当日が荒天の場合は翌日に延期いたします

対象者: **親子先着50組** (申込み不要)

受付: 8時30分～

開催時間: 9時～12時30分

開催場所: 行方市観光物産館こいこい

- ※・小学生～中学生の子供たちの釣り道具は貸し出します。
- ・高校生以上のアングラーは自前の釣り具にてチャレンジください。
- ・汚れてもよい格好でお越しください。
- ・参加者全員に記念品、外来魚を釣り上げた方には霞ヶ浦の特産品を贈呈します。

集合場所



釣り魚回収場所へのアクセス



令和 7 年度霞ヶ浦北浦海区漁業調整委員会視察研修について

霞ヶ浦北浦海区漁業調整委員会事務局

1. 実施時期

令和 7 年 10 月（予定）

2. 視察先候補（事務局案）

- ① 那珂湊漁港周辺（ひたちなか市）
ICT を活用したマサバ養殖
- ② 涸沼周辺（茨城町）
涸沼水鳥・湿地センター（R6 開所）、大涸沼漁協（うなぎ漁）
- ③ 茨城県栽培漁業センター（鹿嶋市）
種苗生産
- ④ 埼玉県の間業業者（埼玉県東松山市）
ウナギ稚魚の生産

【参考】霞ヶ浦北浦海区漁業調整委員会視察研修実績（第 20～22 期）

期	年月日	視察先	委員会会場	備考
第 20 期	H24. 9. 21	水産試験場※ ¹	水産試験場会議室	※1 H24 本館完成。
	H25. 6. 19	鹿島灘漁協 栽培漁業センター※ ²	栽培漁業センター 会議室	※2 被災した施設 が復旧、生産再開。
	H26. 6. 20	大洗町漁協※ ³ (株) ヤマイチ めんたいパーク	大洗町漁協会議室	※3 消費拡大、販売 促進の取組実施。
	H27. 3. 25	茨城空港	茨城空港会議室	
	H27. 8. 19	常陸川水門魚道※ ⁴	霞ヶ浦河川事務所 波崎出張所会議室	※4 魚道設置から 5 年経過。
第 21 期	R1. 5. 24	豊洲市場※ ⁵	豊洲市場	※5 H30 開場。
第 22 期	R5. 11. 10	霞ヶ浦導水高浜機場	霞ヶ浦導水高浜機場	
	R6. 12. 6	常陸川水門魚道、 閘門、操作室	霞ヶ浦河川事務所 波崎出張所会議室	